



昭和五年

南洋群島現勢要覽

南洋廳

内-126

B22

内閣文庫			
函	二	五	和
架	冊	號	書
			類

正 誤 表

北 海 道 道 道	一 一 一	一 〇 〇	九 九 九	九 九 九	頁
三 四 三	二 一 五	八 二 三	行		
ア ル モ ノ ダ イ	末 段	一 〇 七 三 三	濠 太 刺 利	大 洋 中 正	
二 〇 二 八					

357
574.864
3

凡 例

- 一、本書は南洋群島の現勢を知るの便に資せんか爲、主要なる事項に就き、其の統計的説明をなせり。
- 一、本書は主として昭和三年末調に依れり、其の之に依らざるものには、特に調査期を附記せり。

昭和五年二月

南 洋 廳

南洋群島現勢要覽目次

○沿革	一
マーシャル群島	
マリアナ群島	
カロリン群島	
○位置	四
南洋群島經緯度	
最端地名	
各群島別經緯度	
○面積	六
面積及島數	
○氣象	九
サイパン島月別氣象表	
ヤップ島月別氣象表	
トラツク島月別氣象表	
ボナペ島月別氣象表	
ヤルートル島月別氣象表	
○人種	一四
○風俗	一六
○戸口	一九
人口	
密度	
戸數	
職業別人口	
年齡別人口	
邦人本籍別人口	
出生、死亡	
死亡者年齡別	
移住、退去人員	

○南洋廳

行政系統 行政區劃 職員定員

四五

○土地

官有土地貸下面積

四八

○農業

耕地面積 農業戶數 農產物 家畜及家禽

四九

○糖業

甘蔗作付面積及產糖高

五四

○林業

林野產物 椰子

五六

○鑛業

磷礦(精鑛)移出累年表

五八

○水產業

水產物漁獲高及水產製造物高

六〇

○工業

六三

工產物 手藝品 酒類釀造高 工場

○電氣

發電機臺數 發電機用原働機臺數 電燈數

六六

○商業

物價 勞銀

六九

○貿易

移出品 移入品 輸出品 輸入品 移輸出品累年表 移輸入品累年表

七三

○金融

為替貯金取扱金額

八七

○運輸交通

道路延長 軌條 諸車 內地群島間及群島內各主要島間距離 出入船舶數

八九

船舶乘降人員數 船舶舟艇 航路標識 郵船航路運賃表

○通信

郵便局所在地 通常郵便物取扱數 小包郵便物取扱數 電信系統

九七

電報取扱通數及料金 為替貯金取扱數及金額 電話

○財政

一〇二



豫算及決算 租稅收入總額 人頭稅徵收額 關稅及出港稅徵收額
租稅外收入總額 官業及官有財產收入額 雜收入額

○地方行政

村吏 在郷軍人職業別 在郷軍人兵種別

○教育

小學校學級職員及兒童數 公學校學級職員及兒童數 公學校寄宿舍寄宿兒童數
公學校卒業生數 木工徒弟養成所學級職員及生徒數 私立學校

○宗教

教會布教師及信者數 宗教學校教師及生徒數

○警察

警察職員 警察官署 檢疫 災害 變死傷 警察取締ニ屬スル諸營業
犯罪竝檢舉件數 即決處分件數及人員 外國旅券

○司法

法院配置及管轄區域 法院職員 檢事局受理處分件數 刑事事件受理處分件數
民事事件受理處分件數 和解事件受理處分件數

○衛生

醫院職員 患者表

南洋群島現勢要覽

○沿革

南洋群島とは舊獨逸領中、北太平洋中に星散碁布する幾多の島嶼を總稱す、之を大別して「マーシャル」群島、「マリアナ」群島、「カロリン」群島の三とす。

マーシャル群島

本群島は西曆千五百年代に於て發見せられたりと傳ふるも、周ねく世上に紹介せられたるは、實に千七百八十一年英國の船長「マーシャル」の探檢に始まる、故に其の船長の名を冠して「マーシャル」群島と稱せり。

當時尙ほ其の占領の形式全からざるに乘じ、獨逸は密かに之を占領せんとの野心を包藏し、先づ獨逸「ハンブルグ」の「ポター」商會を誘導庇護し、以て本群島開拓の任に膺らしめ、著々占領の計畫を進め、千八百七十七年には軍艦「アドリアネ」を派遣し「ヤルト」島の一會長に交渉し、貯炭場設置を承諾せしめ、尋で千八百八十五年再び砲艦「ナツチクス」を派遣し、各會長を説き「ヤルト」

島及其他の群島を占領するに至れり、其の後千八百八十八年英獨間の協約を以て「ギルバーート」島を英領とし、本群島及「ナウル」群島を獨逸の植民地と定めたり。

マリアナ群島

本群島は千五百二十一年有名なる葡萄牙の航海者「マゼラン」之を發見し、千五百六十五年始めて西班牙の領有に歸せり、時の皇帝「ヒリツプ」四世の皇后「マリアナ」は、土人の教化事業の費用を下賜せられたるを以て、之が徳を稱へんが爲め皇后の名を冠し、「マリアナ」群島と稱せり。

千八百九十九年彼の米西戦争の結果、西班牙政府は比律賓及「マリアナ」群島中の巨島なる「グアム」島を米國に割讓するに至れり。

獨逸は西班牙が戦後益々財政の困難を極むるを奇貨とし、之が讓與を提議し數回折衝の結果千八百九十九年六月「マリアナ」、「カロリン」の二群島を併せて二千五百萬「ペセタ」(我約九百六十萬圓)を以て買收せり。

カロリン群島

本群島は從來東西「カロリン」及「バラオ」諸島と稱せられたるものにして總稱して「カロリン」群

島となす、東西「カロリン」の境界は東經百四十八度を以てす。

本群島は千五百二十七年葡萄牙人「デイエゴ、グ、ロシヤ」に依りて發見せられ、千六百八十六年西班牙の領有に歸す、時の國王「カロロ」二世の名に因みて之を「カロリン」群島と稱す。

千八百九十九年六月獨逸は本群島を「マリアナ」群島と共に西班牙より買收せり。

以上獨逸領たりし三群島は遺般の歐洲大戰に依り大正三年(西曆千九百十四年)十月我海軍の占領する所となり、次で對獨平和條約の結果、大正十年(西曆千九百二十一年)四月より、我國之が委任統治を爲すことゝなれり、大正十一年四月一日臨時南洋群島防備隊司令部廢止と共に南洋廳を置かる。

○位 置

日本帝國の委任統治地たる南洋群島は帝國の南に位し「マリアナ」、「カロリン」及「マーシャル」の三群島より成り、東は遙に米領「ハワイ」に對し、西は「フィリッピン」諸島及蘭領「セレベス」島に隣り、南は「ニューギニア」島及「ビスマルク」諸島に面し、北は帝國の南端小笠原島及硫黃諸島に連る。「マリアナ」群島中に介在する米領「グアム」島を除き、三群島の島數約六百二十三の多きに達す。今之を經緯度に依りて其の區域を示せば左の如し。

南洋群島經緯度

日本帝國委任統治地域	自東經	一三〇度
	至東經	一七五度
	自北緯	〇度
	至北緯	二二度

最端地名

極東	マーシャル群島ミレ島
極西	西カロリン群島トコベー島
極南	東カロリン群島グリーンニツチ島
極北	マリアナ群島ウラカス島

各群島別經緯度

極東	東經	一四六度	マリアナ
極西	東經	一四四度	カロリン
極南	北緯	一四度	マーシャル
極北	北緯	二二度	

○面積

廣袤實に南北千二百哩、東西二千五百哩の海面を包擁する我南洋群島も、陸地の面積は極めて狭小にして、島嶼の類一千四百五十八餘を合算して仍約百四十方に過ぎず、略我沖繩縣（一四四方里）又は東京府（一三八方里）の面積に等し（島嶼中猶未だ實測を経ざるもの多く、此等に對しては、概數を以て計算せり、他日調査完了を俟て訂正す）

面積及島數

群島別	島數	面積
マリアナ群島	一四	四一、四三 <small>（米領グアム島を除く）</small>
カロリン群島	五四九	八五、五九
マーシャル群島	六〇	一一、三〇
計	六二三	一三九、三三
支應管區別	島數	面積
サイパン支應管内	一四	四一、四三 <small>（米領グアム島を除く）</small>

ヤップ支應管内	八五	一四、六四
バラオ支應管内	一〇九	三一、〇〇
トラツク支應管内	二四五	八、五五
ボナベ支應管内	一三八	三二、六五
ヤルト支應管内	三二	一一、〇五 <small>（三二の島嶼は更に八六七礁島より成る）</small>
計	六二三	一三九、三三

主要島別	面積
マリアナ群島	一四、四三 <small>（米領グアム島を除く）</small>
同	六、三五
同	八、一〇
西カロリン群島	一四、〇〇
同	二四、〇〇
同	〇、五〇
東カロリン群島	一、四三
同	〇、五八

同	水曜島	一、五一
同	ボナペ島	二四、三四
同	クサイ島	七、五〇
同	マーンヤル群島	〇、五一
	ヤルート島	

○ 氣 象

本群島は其の位置赤道に接し全管内悉く熱帯圏内に在るを以て他の温帯地の如く四季の別あるなし、即ち一年を通じて温帯地夏期の氣候なり、然れども各島皆これ太平洋中の孤島面積狭小なるを以て四面の海風常に吹いて純然たる海洋性氣候に屬し其の晝夜の差に依る氣象變化も亦極めて尠し。氣象観測成績を示せば左の如し。

サイパン島月別氣象表 (昭和三年中)

種目	月												全年	
	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月		
氣 壓	一〇、五	一〇、四	一〇、三	一〇、二	一〇、一	一〇、〇	九、九	九、八	九、七	九、六	九、五	九、四	九、三	九、二
氣 温	二五、五	二五、六	二五、七	二五、八	二五、九	二六、〇	二六、一	二六、二	二六、三	二六、四	二六、五	二六、六	二六、七	二六、八
平 均	二五、五	二五、六	二五、七	二五、八	二五、九	二六、〇	二六、一	二六、二	二六、三	二六、四	二六、五	二六、六	二六、七	二六、八
高 極	二六、五	二六、六	二六、七	二六、八	二六、九	二七、〇	二七、一	二七、二	二七、三	二七、四	二七、五	二七、六	二七、七	二七、八
低 極	二四、五	二四、六	二四、七	二四、八	二四、九	二五、〇	二五、一	二五、二	二五、三	二五、四	二五、五	二五、六	二五、七	二五、八
濕 度	八、六	八、五	八、四	八、三	八、二	八、一	八、〇	七、九	七、八	七、七	七、六	七、五	七、四	七、三
最 多 風 向	東北	東北	北	東	東南	東南	東南	南	北	南	東	東北	東	東
風 速	五、七	四、五	三、六	四、四	五、一	四、五	五、二	三、五	三、七	五、六	五、八	五、八	四、八	四、八
雨 量	一、四	一、四	一、三	一、四	一、七	一、〇	一、六	一、八	一、六	一、七	一、七	一、五	一、五	一、五



種目	一月	二月	三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	全年
雲量	七四	六九	六二	六七	六七	六三	八一	八六	九四	八〇	六〇	五八	七二
日照時數	五三	五〇	五五	六九	六六	六八	四四	四三	三五	三五	五五	五九	五五
水蒸氣張力	一八六	一八八	一八三	二〇〇	二〇七	二〇五	二三四	二二三	二二三	二二三	二〇三	一九九	二〇二

ヤツブ島月別氣象表 (昭和三年中)

種目	月	氣溫			濕度	最多風向	雨量	雲量
		低	高	平均				
氣	一月	五、五	七、一	五、四	五七	北東	一七、五	八、六
氣	二月	五、三	七、〇	五、八	五七	北東	一七、五	八、三
氣	三月	五、八	七、五	六、一	五七	北東	一七、五	七、六
氣	四月	六、一	八、一	六、九	五七	北東	一七、五	八、一
氣	五月	六、八	八、八	七、三	五七	北東	一七、五	八、一
氣	六月	七、三	九、三	八、三	五七	北東	一七、五	八、一
氣	七月	七、七	九、七	八、七	五七	北東	一七、五	八、一
氣	八月	七、六	九、六	八、六	五七	北東	一七、五	八、一
氣	九月	七、四	九、四	八、四	五七	北東	一七、五	八、一
氣	十月	七、二	九、二	八、二	五七	北東	一七、五	八、一
氣	十一月	七、一	九、一	八、一	五七	北東	一七、五	八、一
氣	十二月	七、〇	九、〇	八、〇	五七	北東	一七、五	八、一
氣	全年	六、八	八、八	七、八	五七	北東	一七、五	八、一

ハラオ島月別氣象表 (昭和三年中)

種目	月	氣溫			濕度	最多風向	雨量	雲量	日照時數	水蒸氣張力
		低	高	平均						
氣	一月	五、九	七、七	六、七	五七	北東	一七、五	七、五	三、一	三、一
氣	二月	五、七	七、五	六、五	五七	北東	一七、五	七、四	三、一	三、一
氣	三月	六、一	八、一	七、一	五七	北東	一七、五	七、三	三、一	三、一
氣	四月	六、六	八、六	七、六	五七	北東	一七、五	七、二	三、一	三、一
氣	五月	七、一	九、一	八、一	五七	北東	一七、五	七、一	三、一	三、一
氣	六月	七、六	九、六	八、六	五七	北東	一七、五	七、〇	三、一	三、一
氣	七月	八、〇	一〇、〇	九、〇	五七	北東	一七、五	六、九	三、一	三、一
氣	八月	七、九	九、九	八、九	五七	北東	一七、五	六、八	三、一	三、一
氣	九月	七、八	九、八	八、八	五七	北東	一七、五	六、七	三、一	三、一
氣	十月	七、七	九、七	八、七	五七	北東	一七、五	六、六	三、一	三、一
氣	十一月	七、六	九、六	八、六	五七	北東	一七、五	六、五	三、一	三、一
氣	十二月	七、五	九、五	八、五	五七	北東	一七、五	六、四	三、一	三、一
氣	全年	七、一	九、一	八、一	五七	北東	一七、五	六、四	三、一	三、一

トラツク島月別氣象表 (昭和三年中)

種目	月	氣溫			濕度	最多風向	雨量
		低	高	平均			
氣	一月	五、一	六、九	五、九	五七	北東	
氣	二月	五、〇	六、八	五、八	五七	北東	
氣	三月	五、四	七、二	六、三	五七	北東	
氣	四月	五、八	七、六	六、七	五七	北東	
氣	五月	六、二	八、〇	七、一	五七	北東	
氣	六月	六、六	八、四	七、五	五七	北東	
氣	七月	七、〇	八、八	七、九	五七	北東	
氣	八月	六、九	八、七	七、八	五七	北東	
氣	九月	六、八	八、六	七、七	五七	北東	
氣	十月	六、七	八、五	七、六	五七	北東	
氣	十一月	六、六	八、四	七、五	五七	北東	
氣	十二月	六、五	八、三	七、四	五七	北東	
氣	全年	六、一	八、一	七、一	五七	北東	



雲量 (0-10)

六三 六七 六九 七〇 七四 七五 八〇 六六 五七 七〇 五〇 一

ボナヘ島月別氣象表

(昭和三年中)

種目	月	氣温			最多風向	風速 (米/秒)	雨量 (mm)	日照時數 (0-10)	水蒸氣張力 (mm)
		平均	最高	最低					
氣壓	一月	一〇六・六	一〇六・六	一〇六・六	北東	三・七	一〇・五	一〇・三	
	二月	一〇六・六	一〇六・六	一〇六・六	東	四・四	一〇・七	一〇・三	
	三月	一〇六・九	一〇六・九	一〇六・九	東	三・一	一〇・三	一〇・三	
	四月	一〇六・六	一〇六・六	一〇六・六	東	三・一	一〇・三	一〇・三	
	五月	一〇七・〇	一〇七・〇	一〇七・〇	東	一・八	一〇・三	一〇・三	
	六月	一〇七・九	一〇七・九	一〇七・九	東	一・八	一〇・三	一〇・三	
	七月	一〇七・一	一〇七・一	一〇七・一	東	一・五	一〇・三	一〇・三	
	八月	一〇七・四	一〇七・四	一〇七・四	東南	一・三	一〇・三	一〇・三	
	九月	一〇七・〇	一〇七・〇	一〇七・〇	東南	一・三	一〇・三	一〇・三	
	十月	一〇七・九	一〇七・九	一〇七・九	東南	一・四	一〇・三	一〇・三	
	十一月	一〇七・四	一〇七・四	一〇七・四	東南	一・九	一〇・三	一〇・三	
	十二月	一〇七・七	一〇七・七	一〇七・七	東	三・〇	一〇・三	一〇・三	
	全年	一〇七・六	一〇七・六	一〇七・六			一〇・三	一〇・三	

ヤルート島月別氣象表

(昭和三年中)

種目	月	氣温			最多風向	風速 (米/秒)	雨量 (mm)	日照時數 (0-10)	水蒸氣張力 (mm)
		平均	最高	最低					
氣壓	一月	一〇六・三	一〇六・三	一〇六・三	北東	三・七	一〇・五	一〇・三	
	二月	一〇六・三	一〇六・三	一〇六・三	東	四・四	一〇・七	一〇・三	
	三月	一〇六・七	一〇六・七	一〇六・七	東	三・一	一〇・三	一〇・三	
	四月	一〇六・四	一〇六・四	一〇六・四	東	三・一	一〇・三	一〇・三	
	五月	一〇七・一	一〇七・一	一〇七・一	東	一・八	一〇・三	一〇・三	
	六月	一〇七・五	一〇七・五	一〇七・五	東	一・八	一〇・三	一〇・三	
	七月	一〇七・三	一〇七・三	一〇七・三	東	一・五	一〇・三	一〇・三	
	八月	一〇七・四	一〇七・四	一〇七・四	東	一・三	一〇・三	一〇・三	
	九月	一〇七・一	一〇七・一	一〇七・一	東	一・三	一〇・三	一〇・三	
	十月	一〇七・四	一〇七・四	一〇七・四	東	一・四	一〇・三	一〇・三	
	十一月	一〇七・一	一〇七・一	一〇七・一	東	一・九	一〇・三	一〇・三	
	十二月	一〇七・八	一〇七・八	一〇七・八	東	三・〇	一〇・三	一〇・三	
	全年	一〇七・五	一〇七・五	一〇七・五			一〇・三	一〇・三	

備考 サイパン 觀測所海拔 二〇六米突

表中氣壓は海面に更正したる値を記載し、ヤップ、トラツク、ヤルート島は日本中央標準時午前六時一回觀測に據れり、従つて其の氣温平均は最高最低氣温の平均なり。

○人種

一四

各群島に於ける土人の種族に關しては、所説區々にして一定せず、或は馬來半島より東遷せしと傳へ、或は東方「ポリネシア」人の西進したるものと稱す、各群島土人の言語、風俗及習慣の相異なる點より察するに、極めて錯雜せる人種なるべきは想像するに難からず、之を概別して「チャモロ」「カナカ」の二種族とす。

「チャモロ」族は性溫順勤勉にして、其の容貌風姿稍「カナカ」族に勝る、衣食住も亦比較的進歩したるものありて「カナカ」族とは此等の點に於て、殆ど其の趣を異にせり、其の上流の者に在りては洋風清楚の住宅を有し、居常洋装をなし、中にはピアノの如き樂器を備へ、寛活なる文化的生活を營む者尠からず、之れ一つは其の種族に因るべきも、其の多くは西班牙領時代より、久しく宗教の感化を受けたるに因を爲せるものと認めらる。

「カナカ」族は概して性溫順にして快活なり、然れども徒に天恵の餘澤に享樂し、極めて懶惰にして勞働を嫌ひ且つ活潑にして事物に就き研究執着なき弊あり、文化の程度亦低く、其の居常尙未だ原始的狀態を脱せざる者多し。

「カナカ」族は其の數に於て「チャモロ」族の約十六倍に達し、群島を通じて土人の數四萬九千の内

約四萬六千は「カナカ」族之を占む。(以下土人を島民と稱す)

一五

○風俗

一六

言語——言語は主として各群島の主要島を中心とし、各種類の言語を有し相通せず。

邦語——占領以來約十年間、島民學校又は公學校に於て、一般島民兒童に教育を施し來りたるを以て、今や其の卒業生本科五千二百三十七人補習科千五百四十四人（昭和四年四月調）を算す、之等卒業生は大體各島に遍きを以て、今日に於ては、群島の大部分は、邦語を以て略一般に便するを得るの状況なり、他に西班牙語、英語又は獨逸語を解する者稀ならず。

衣服——「チャモロ」族及東部「カナカ」族の一部分の外、概して裸體（裋、腰巻等を用ふ）跣足なるも文化の風潮は先づ形式的に彼等の居常に及び、裝身の風漸次進化するを認めらる、殊に帝國の統治に歸してより漸次著衣する者の數増加するの傾向あり。

「カロリン」群島には裸體の者多く、「マリーシャル」、「マリアナ」群島には著衣の者多し、之れ蓋し「マリーシャル」群島は往古より歐洲人に接觸するの機多かりしと、宗教の感化を受くること久しかりしとに因り、「マリアナ」群島は多くは「チャモロ」族なるに因り、同一群島中と雖歐洲人及邦人の教化の及不及の如何に由り、亦多少の差異無きに非らざるも、著衣は凡て男女共洋風にして、男子はシャツの下に半袴を穿ち、女子は更紗金巾等にて作れる西洋婦人の寢衣様のものを用ふるを普通とす。

下層の島民は殆ど寢具を用ゐず、一般に林投樹カコヤの葉を以て編みたる敷物を敷き、座臥飲食凡て此の上
に於てす、未開人種の常としては古來より文身、裂耳、耳環、腕環、脚環、頸飾、彩身等に依り身體
に裝飾を爲すの風習あるも、教育及宗教の感化に依り漸次斯かる惡風は減少しつつあり。

食物——天恵に裕なる本群島は、食物を得るに頗る簡易なるを以て、少數の上流者を除き多くは主食
として野生の植物を用ひ、間々漁獲したる魚介に簡單なる調理を加へて食す、主食物の種類は麵包樹
椰子樹等の果實、タロ芋（里芋の類）、ヤム芋（山芋の類）、甘藷、タビオカ等にして、地方に依りて
はボーイ（南洋栗）、玉蜀黍を食す。最近に至りては、米を食する者次第に多きを加ふるの傾向あり
牛、豚、山羊、鶏、鳩、犬等の鳥獸肉、蟹、シヤコ貝其の他魚類及蜜柑、「バインアツブル」、「マンゴ
ー」、「バナナ」、「ババイヤ」等の果實は彼等の好んで食する所なり。

其の他島民の最も嗜好するものは酒、煙草及檳榔子なり、島民の飲酒は往々兇暴を逞しうするの動機
となる處あり且つ衛生上の必要より之を禁止せり。

飲料水は概して雨水又は椰子の實より之を得るも、中には溪流又は井水に頼るもの無きに非ず。

住居——衣食既に單純にして原始的なるが如く、住居も亦一般に粗雑にして簡單なり、家屋は其の構
造に於て群島各其の特色を現はせり、西「カロリン」群島の諸島は稍進歩せる構造を有し、殊にバラ
オ諸島の家屋に在りては堅牢にして床上高く採光通風等に多少の考慮を拂へるものあるを認めらる、

一七

邦	外 邦				計
	チヤモロ		島民		
	計	人	計	人	
計女男	計女男	計女男	計女男	計女男	計女男
一五八 一七四	二〇三 〇一九	一四六 七九七 二六六 三三三	二一一 九四五 八四五 四〇四	二一一 〇〇七 〇二七 四五九	八三五 七五二 三〇三 二九三
ヤツプ支應管内					
ヤツプ島					
（ロ） ヤツプ、バラオ支應管内					
バラオ支應管内					
バラオ本島					
六二三 三六七	一三三 三三〇	四一三 〇九七 一六五	四二二 三三〇	四二二 三三〇	四一三 〇八八 二四五
コロー支應管内					
コロー島					
一一一 九一八	一三八 八七一 〇〇〇	五二三 八七〇 一七四	五二二 五七八 六〇六	五二二 五六八 三九四	二一 三七六
アンガ支應管内					
アンガ島					
一〇四 九三六	二八三 一七四	一五六 〇九一	一五五 三七六	二一一 七一六	八四四 六六〇 七二五

邦	外 國							計	
	共 計		支 那	西 班 牙	獨 立	佛 國	米 國		英 國
	計	人	人	人	人	人	人		
計女男	計女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	計女男	
一六六 五〇八 九〇七	二四八	一	四七	一	一	一	一	三一一 七八九 九四八 〇二八	
六三三 七四三 九三六	九四五	三三	一	一	一	一	一	六三三 五三一 四八七 五八七	
七三四 八三五 七五五	一三一	一	八	三	一	一	一	六二三 〇六三 四九九 三二一	
一五七 四四九 二九三 五二三	一四九	一	一	一	一	一	一	一 四七七 九三六 六五七 九二七	
八三四 五九五 五八六 一五六	二一一	五三	一	四九	一	一	五二	七三四 九七一 一四六 四八六	
九四五 六六〇 七三四 八七一	一四五	一	一	一	一	一	一	九四四 三五八 五四〇 六九七	
六二三 四九五 九四七 二三八	一三七	九	一	三	四	一	九四	四二二 八三五 六五一 一〇六 七一六	

(イ) サイバン支應管内
(ニ) 主要島別人口
(昭和四年十月一日現在)



秘 度

二三

合 計	外 國 人	島 民		邦 人	合 計
		カ ナ	チ ヤ モ ロ		
計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男
二、一、九、二、六、五、一、六、二、四	一、一、五、四、一	一、八、八、〇、九、七、一、四、五、九	一、八、八、〇、九、七、一、四、五、九	二、一、五、七、三、四	二、一、九、二、六、五、一、六、二、四
七、三、四、五、〇、八、一、七、二	二、一、九、三	六、三、三、九、二、六、八、一、七	六、三、三、九、二、六、八、一、七	五、二、三、八、一、六、二	七、三、四、五、〇、八、一、七、二
九、四、四、六、九、三、九、四	七、五、二	九、四、四、三、五、七、九	九、四、四、三、五、七、九	二、〇、七、三	九、四、四、六、九、三、九、四
二、一、九、二、六、五、一、六、二、四	一、一、五、四、一	一、八、八、〇、九、七、一、四、五、九	一、八、八、〇、九、七、一、四、五、九	二、一、五、七、三、四	二、一、九、二、六、五、一、六、二、四

(ニ) ボナベ、ヤルト支應管内

ボナベ島
ボナハ支應管内
クサイ島
ヤルト支應管内

外 國 人	計 女 男	島 民		邦 人	計 女 男
		カ ナ	チ ヤ モ ロ		
計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男	計 女 男
二、一、二	二、一、二	二、一、一、九、一、八	二、一、一、九、一、八	二、一、一	二、一、二
二、一、二	二、一、二	一、五、五、三、四、七、三	一、五、五、三、四、七、三	二、一、一	二、一、二
三、一、三	三、一、三	一、五、五、一、八、三	一、五、五、一、八、三	二、一、一	三、一、三
一、一、一	一、一、一	〇、四、五、一、九、一、〇、七、三	〇、四、五、一、九、一、〇、七、三	一、一、一	一、一、一
二、二、一	二、二、一	五、二、二、一、四、七、九、六、三	五、二、二、一、四、七、九、六、三	一、一、一	二、二、一
三、一、二	三、一、二	一、七、七、九、〇、九、七	一、七、七、九、〇、九、七	一、一、一	三、一、二
二、一、二	二、一、二	四、二、二、一、〇、三、七、六	四、二、二、一、〇、三、七、六	一、一、一	二、一、二

(ハ) トラツク支應管内

春 島
夏 島
秋 島
冬 島
月曜島
水曜島
金曜島

職業別	支應別		計
	内地人	朝鮮人	
農業	内地人	朝鮮人	計
	11	11	22
水産業	内地人	朝鮮人	計
	11	11	22
鑛業	内地人	朝鮮人	計
	597	567	1164

職業別人口 (昭和四年十月一日現在)

職業別	支應別		計
	内地人	朝鮮人	
農業	11	11	22
水産業	11	11	22
鑛業	597	567	1164

支應別	職業別		計
	内地人	朝鮮人	
農業	11	11	22
水産業	11	11	22
鑛業	597	567	1164

支應別	職業別		計
	内地人	朝鮮人	
農業	11	11	22
水産業	11	11	22
鑛業	597	567	1164

數 (昭和四年十月一日現在)

支應別	職業別		計
	内地人	朝鮮人	
農業	11	11	22
水産業	11	11	22
鑛業	597	567	1164

職業別	礦業		水産業		農業		支廳別
	族カ ナカ	チヤモ 口族	族カ ナカ	チヤモ 口族	族カ ナカ	チヤモ 口族	
サイパン					一、二、三、五〇〇	一、二、三、五〇〇	支廳管内
ヤップ					三、二、九、四、九、七	三、二、九、四、九、七	支廳管内
パラオ	三、五、九、七	五、六、〇〇	二、二、四、三		一、一、四、〇、三、五	一、一、三、〇、八	支廳管内
トラツク			二、二、九		六、六、八、九、五、六	六、六、八、九、五、六	支廳管内
ガナバ			二、六		三、三、八、六、三	三、三、七、九	支廳管内
ヤル			二、二、四		四、四、三、〇、一	四、四、三、〇、一	支廳管内
計	三、五、九、七	五、六、〇〇	二、二、九		二、〇、九、九、五、三	一、一、三、四、七、八	

(二) 島民

備考 括弧内数字は臺灣籍民の内数なり

無職業	合計		支廳別
	朝鮮人	内地人	
無職業	一、一、七、九、四	二、四、五、二、一、八、一、五	支廳管内
合計	(一、一、七、九、四)	(二、四、五、二、一、八、一、五)	
計	一、一、七、九、四	二、四、五、二、一、八、一、五	

使家用 人事	有共 業他 者ノ	自公 由 業務	交通 業	商 業	工 業	支廳別
使家用 人事	一、七、八、〇、〇	一、一、六、二、九	一、一、五、九、九	四、三、八、二、九	四、八、〇、六、一	支廳管内
有共 業他 者ノ	一、四、九、一、〇	一、一、六、二、九	一、一、五、九、九	四、三、八、二、九	四、八、〇、六、一	支廳管内
自公 由 業務	一、一、六、二、九	一、一、六、二、九	一、一、五、九、九	四、三、八、二、九	四、八、〇、六、一	支廳管内
交通 業	一、一、五、九、九	一、一、五、九、九	一、一、五、九、九	四、三、八、二、九	四、八、〇、六、一	支廳管内
商 業	四、三、八、二、九	四、三、八、二、九	四、三、八、二、九	四、三、八、二、九	四、八、〇、六、一	支廳管内
工 業	四、八、〇、六、一	四、八、〇、六、一	四、八、〇、六、一	四、八、〇、六、一	四、八、〇、六、一	支廳管内
計	(一、一、七、九、四)	(二、四、五、二、一、八、一、五)	(二、四、五、二、一、八、一、五)	(四、三、八、二、九)	(四、八、〇、六、一)	

職業別	支應別	農 業	水 産 業	鑛 業	工 業	商 業	交 通 業	公 務 自 由 業	其 他 ノ 有 業 者
支應管内	サ イ パ ン								
支應管内	ヤ ツ プ								
支應管内	パ ラ オ								
支應管内	ト ラ ツ ク								
支應管内	ホ ナ ベ								
支應管内	ヤ ル ト								
計									

(三) 外国人

合 計	支 應 別	
	カ ナ カ	チ ヤ モ
	三、七九〇	二、七八六
	六、五四五	一、五一
	六、〇四三	二〇二
	一四、九六九	五
	七、九一四	四〇
	九、三五六	一
	四八、六一七	三、一八四
		二〇七

無 職 業	使 家 用 人 事	有 其 業 ノ 者 他	自 公 山 業 務	交 通 業	商 業	工 業	
							カ ナ カ

年齢別	支應別	支應管内	支應管外	計
一	女男	五五〇	四四八	九九八
二	女男	四四八	三三三	七八一
三	女男	三三三	二二二	五五五
四	女男	二二二	一一一	三三三
五	女男	一一一	〇〇〇	一一一
六	女男	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
計		二,〇〇〇	一,〇〇〇	三,〇〇〇

年齢別	支應別	支應管内	支應管外	計
一	女男	八,一三一	一,四四一	九,五七二
二	女男	七,〇六三	一,〇〇一	八,〇六四
三	女男	六,六六三	一,一四四	七,八〇七
四	女男	四,九七九	一,一四四	六,一二三
五	女男	二,七九一	一,一四四	三,九三五
六	女男	一,三三〇	一,一四四	二,四七四
計		二七,九四一	六,一五五	三四,〇九六

(二) 邦人

年齢別	支應別	支應管内	支應管外	計
一	女男	一,三六五	四三〇	一,七九五
二	女男	一,一三三	二八四	一,四一七
三	女男	一,〇二二	二八四	一,三〇六
四	女男	五,六三三	一,一四四	六,七七七
五	女男	二,四七九	一,一四四	三,六二三
六	女男	一,三三〇	一,一四四	二,四七四
計		一三,〇〇〇	五,三〇〇	一八,三〇〇

(二) 邦人

年齢別人口 (昭和四年十月一日現在)

年齢別	支應別	支應管内	支應管外	計
一	女男	二,三九八	九四一	三,三三九
二	女男	一,六五七	九四一	二,五九八
三	女男	一,三九八	九四一	二,三三九
四	女男	六,九八七	一,一四四	八,一三二
五	女男	二,四七九	一,一四四	三,六二三
六	女男	一,三三〇	一,一四四	二,四七四
計		一六,〇七二	五,三〇〇	二一,三七二



府縣別	邦人本籍別人口										
	關東區					東北區					北海道
支應管内	埼玉	群馬	栃木	茨城	千葉	福島	山形	秋田	宮城	岩手	青森
支應管内	二九	七	四五	四七	四	六〇	四八	七	五八	一七	一六
支應管内	六三	一七	一三	一	一	一	一	一	一	一	一
支應管内	一一	四	二〇	三七	四七	一一	一一	一八	四	一五	四八
支應管内	八二	一七	一四	五	一	一九	三	一	七		
支應管内	三三	八	八	一九	三	三	九	四	二	九	
支應管内	一三	二	五	八	六	一	一	一	一	七	
計	五七	三二	七六	一一一	七〇	五〇	三一	一〇	三四	三五	九九

邦人本籍別人口

(昭和四年十月一日現在)

年齢別	支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内	
支應別	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	二	四	八	一	一	一	九	四	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	八	一	九	〇	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

年齢別	支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	六	一	五	一	四	一	三	一	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	七	〇	六	〇	五	〇	四	〇	三	〇	二	〇	一	〇	一	〇	一	〇

外国人

年齢別	支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内		支應管内	
	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
計	三	七	九	〇	一	八	四	八	三	三	五	八	六	三	三	九	一	一
計	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

合	樺太	嶺南	朝鮮	沖繩	九州區						四國區				中國區			
					鹿兒島縣	宮崎縣	大分縣	熊本縣	長崎縣	佐賀縣	福岡縣	高知縣	愛媛縣	香川縣	德島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣
二二、七九四	一	一	一五三	七、七五四	七八一	三四	四三	五四	四三	九二	二〇一	二〇	三四	四	二八	九四	六九	一一
二四五	一	一	二	一六	九	六	四	〇	七	四	一五	一	八	一	一	一	五	一
一、八一五	三	一	二	三四七	六七	二三	三三	七一	三六	二四	一一八	六	二〇	一〇	八	二八	四三	二〇
四三七	一	一	四	一〇五	一六	六	三	二	七	七	三	二	二	三	六	二	七	二
六〇八	一	一	八	五一	三六	三	七	三五	六	二	二三	五	〇	五	一	八	四	一〇
三五	一	一	一	一六	五	八	九	一六	一三	〇	三	一	二	三	一	三	三	一
一六、二〇二	三	二	一七九	八、二八九	九一四	八〇	九八	一九七	一一二	一七八	三八三	四五	八五	二五	四二	一五五	一六九	三五

合	島根縣	和歌山縣	近畿區			東海區			東山區			北陸區			神奈川縣	東京府	千葉縣				
			奈良縣	兵庫縣	大阪府	京都府	滋賀縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	岐阜縣	山梨縣	長野縣	福島縣				石川縣	富山縣	新潟縣	
二二	一四	一	三九	二二	二二	九	三五	三八	五八	二六	三五	三	三〇	一一	三	五一	七二	一、五三八	三九		
一四	一	四	一	四	一	二	九	九	八	一	三	一	九	九	五	一	〇	〇	〇		
三	一四	三六	一八	二四	二二	三一	一	六四	四八	七四	八	三九	一一	三一	四六	二二	二八	三四	四四	四〇	
一八	三	一	三	一	六	一	一	一	七	一	四	三	一	一	一	〇	二五	三七	五		
一六	一四	六	九	五	七	一	一	八	一	二	三	一	〇	二	九	三	一	九	三一	五〇	一三
四六	〇	一	九	〇	四	一	三	五	九	六	二	一	五	六	八	九	二	二	二	二	
一五〇	七七	二九	九五	五四	四二	二三	一四〇	一〇一	一八九	四一	一〇三	三一	九五	七五	二九	一一八	一八四	一、八一五	一一九		

三四

年齢別	支那別		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナベ	ヤルット	計
	男	女							
一	一	五	四五						四五
二	一	一							二
三	一	一							二
四	一	一							二
五	一	一							二
六	一	一							二
七	一	一							二
八	一	一							二
九	一	一							二
一〇	一	一							二
一一	一	一							二
一二	一	一							二
一三	一	一							二
一四	一	一							二
一五	一	一							二
一六	一	一							二
一七	一	一							二
一八	一	一							二
一九	一	一							二
二〇	一	一							二
二一	一	一							二
二二	一	一							二
二三	一	一							二
二四	一	一							二
二五	一	一							二
二六	一	一							二
二七	一	一							二
二八	一	一							二
二九	一	一							二
三〇	一	一							二
三一	一	一							二
三二	一	一							二
三三	一	一							二
三四	一	一							二
三五	一	一							二
三六	一	一							二
三七	一	一							二
三八	一	一							二
三九	一	一							二
四〇	一	一							二
四一	一	一							二
四二	一	一							二
四三	一	一							二
四四	一	一							二
四五	一	一							二
四六	一	一							二
四七	一	一							二
四八	一	一							二
四九	一	一							二
五〇	一	一							二
五一	一	一							二
五二	一	一							二
五三	一	一							二
五四	一	一							二
五五	一	一							二
五六	一	一							二
五七	一	一							二
五八	一	一							二
五九	一	一							二
六〇	一	一							二
六一	一	一							二

三七

(一) 邦人

死亡者年齢別 (昭和三年中)

死亡	出生		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナベ	ヤルット	計
	外 國 人	島 民 人							
計	九三	一〇九	四五	八五	一八	四四	六七	九〇	五六
外 國 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島 民 人	三	九	四	四	二	七	九	五	八
邦 人	八	一〇	一	一	一	一	一	一	一
計	二七	二〇	五	六	四	九	八	五	六
外 國 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島 民 人	七	七	三	三	一	二	二	二	二
邦 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	二二	二二	二	二	二	二	二	二	二
外 國 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一
島 民 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一
邦 人	一	一	一	一	一	一	一	一	一

出生、死亡

(自昭和二年九月至昭和三年十月)

三六

二六	三〇	三五	四〇	四五	五〇	五五	六〇	六五	七〇	七五	八〇	八五	九〇	九五
二六	三一	三六	四一	四六	五一	五六	六一	六六	七一	七六	八一	八六	九一	
女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	女男	

三九

二一	一六	一一	六	一
二五	二〇	一五	一〇	五
女男	女男	女男	女男	女男
サイパン	ヤップ	パラオ	トラツツ	ボナス

(二) 島民
備考 括弧内數字ハ外國人死ニ者ノ外數ナリ。

計	八六	八一	七六	七一	六六
計	九〇	八五	八〇	七五	七〇
女男	女男	女男	女男	女男	女男

三八

無職業	家事使用人		其他ノ有業者		其他ノ労働者		公務自由業		交通業		去女
	去女	來男	去女	來男	去女	來男	去女	來男	去女	來男	
162	110	2	47	78	39	42	36	93	25	80	143
11	11	1	11	11	16	15	1	23	12	12	11
11	11	11	31	8	9	14	13	22	34	1	22
11	11	1	1	11	11	11	87	31	11	11	10
11	31	1	12	22	13	11	23	25	25	42	11
11	11	1	1	45	11	12	14	73	77	13	45
73	110	42	57	84	52	8	47	78	37	57	68
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

商業	工業		水産業		農業		計
	去女	來男	去女	來男	去女	來男	
62	59	4	7	5	2	9	100
12	12	12	11	14	11	12	11
43	17	4	5	9	3	4	11
21	21	5	7	4	5	1	11
81	37	3	7	4	1	9	11
3	1	1	1	1	1	1	1
43	42	7	4	6	1	9	11
3	1	1	1	1	1	1	1
43	42	7	4	6	1	9	11
1	1	1	1	1	1	1	1
43	42	7	4	6	1	9	11

九六——一〇〇

計 女男

移住、退去人員

(自昭和二年九月至)

サイパン

ヤップ

パラオ

トラック

ポナペ

ヤルット

計

1055 11

3870 11

578 11

578 11

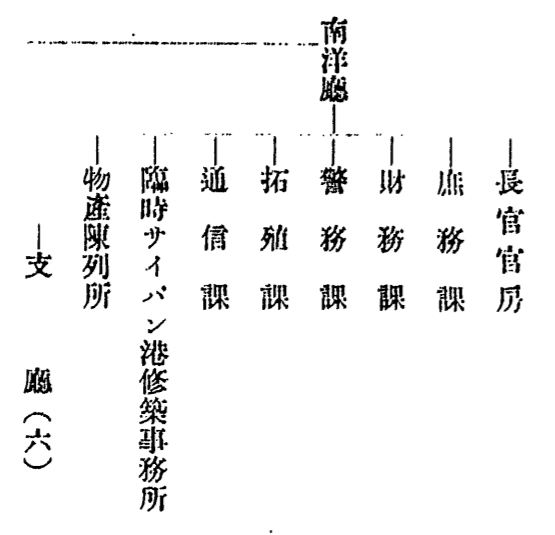
155 11

129 11

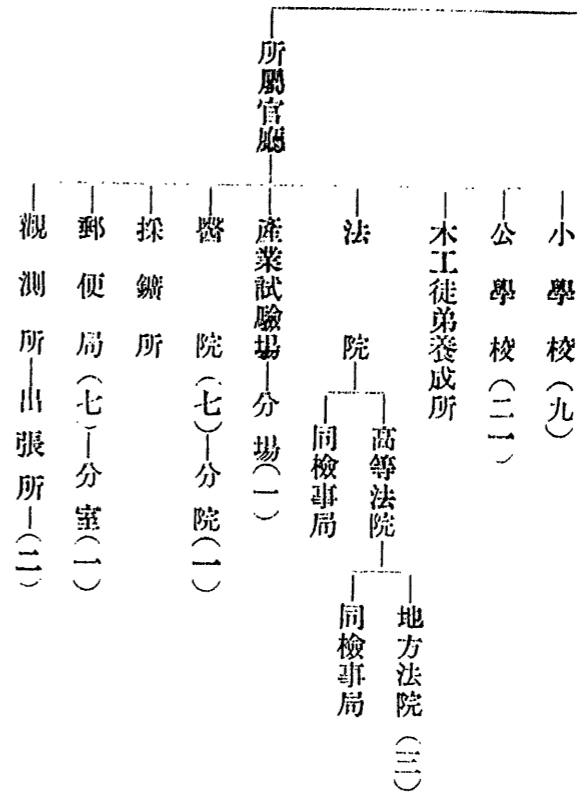
○南洋廳

設置年月日 大正十一年四月一日
 所在地 南洋群島西「カロリン」群島「バラオ」諸島「コロール」島

行政系統 大正十三年十二月二十五日官制改正



計	無職業		家事使用人		其他ノ有業者	
	去 計 女男	來 計 女男	去 計 女男	來 計 女男	去 計 女男	來 計 女男
一一	五五					
三一	一一					
一一	二二					
一一	五一					
四四	七二					
四四	一一					
三二	二八					



行政區劃

支 應	支應所在地	管 轄 區 域
サイバン支應	サイバン	マリアナ群島一圓
ヤッツ支應	ヤッツ	東經百三十七度以東の西「カロリン」群島一圓

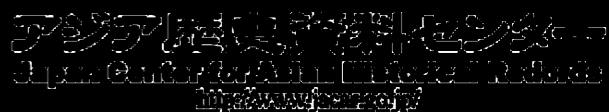
支 應	支應所在地	管 轄 區 域
バラオ支應	バラオ	東經百三十七度以西の西「カロリン」群島一圓
トラツク支應	トラツク	東經百五十四度以西の東「カロリン」群島一圓
ボナベ支應	ボナベ	東經百五十四度以東の東「カロリン」群島一圓及東經百六十四度以西の「マーシャル」群島一圓
ヤルートル支應	ヤルートル	東經百六十四度以東の「マーシャル」群島

管 區 計 六

職員定員

(昭和四年六月三十日調)

南 洋 支 隊	支 隊 支 隊	小 學 校	公 學 校	法 院	産 業 試 験 場	採 鑛 所	醫 院	郵 便 局	觀 測 所	計
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八	三	三	四	四	三	一	一	一	一	二九
四七	三八	二〇	五五	四	七	二五	五一	二	二五六	
四	五三								五七	
五	五								五	
六八	八七	二一	四	一	七	三六	五九	八	三〇一	
一三三	一八一	二〇	七六	一一	一一	七〇	一一一	一〇	六四九	
計										四七



○土地

本群島の總面積約百四十平方里即ち約二十二萬町步にして、内農耕適地又は椰子林適地として、推定約七萬町步を算せらる、然るに既に開墾せられたる農耕地としては約一萬二千三百町步、椰子林としては約二萬七千八百町步、計四萬二千七百町步にして、猶二萬九千七百餘町步の土地は將來に向つて經濟的利用の時機を俟てり。

官有土地貸下面積

支應管區	地目別	宅地	畑	森林	原野	椰子林	雜種地	牧場	計
サイパン		六〇・六	八五三・六	—	〇・六	一、三三六・六	〇・六	七七・〇	二、〇一四・〇
ヤップ		〇・八	—	—	〇・四	—	〇・三	—	〇・四
バラオ		二二・五	三三・三	二〇・四	二・五	二八・〇	〇・三	—	九六・〇
トラツク		二・三	〇・三	一六・〇	〇・四	一・〇	〇・〇	—	一八・〇
ホナベ		〇・四	二元・九	三〇・五	〇・四	二五・五	〇・六	—	六〇・三
ヤメル		二・五	—	—	〇・五	二・五	〇・四	—	六・九
計		三・五	八五三・六	三〇・九	三・六	一、三六三・一	一・二	一、〇七二・〇	二、〇一四・〇

○農業

島民の農業状態は頗る原始的にして、玉蜀黍、甘藷、タピオカ、薯蕷、甘蔗、麵粉果、鳳梨、バナナ密柑等を頗る粗放的寧ろ放任的に植栽せり従つて其の收量も少なく品質も亦劣れり。近時邦人の増加と農業上の施設とは島民の啓發並に生活の向上と相俟つて著しく開拓を誘發しつつあり。

本群島の畜産は頗る幼稚の域を脱せず従つて其の飼養管理の方法も見るべきものなし。

牛は主としてサイパン支應管内に多く役牛にして、豚は島民好んで之が飼養を爲し管内畜産の最たるものなり。

鶏は肉用卵用として豚に次ぐ重要なものなるが従來放飼の状態にあり産卵率も著しく少し。

耕地面積

(椰子林面積を含まず)

支應管區	畑	椰子林	計
サイパン	一、〇〇〇	八、九七一・八三	八、九七二・八三
ヤップ	一、二一一・五〇	一、〇七四・一〇	二、二八五・六〇
バラオ	一九八・〇〇	一三一・〇〇	三二九・〇〇
トラツク	五九・〇〇	二六三・〇〇	三二二・〇〇
計			四九

米	玉蜀	豆類	落花生	甘藷	薯蕷	芋類	タビオ	西瓜	南瓜	胡瓜	越瓜	甜瓜
金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)	金額(圓)
2,174	2,174	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ホナベ	ヤルット	計	51					

農業物

計	サ	ヤ	バ	ト	ボ	ヤ	合
島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人
8,338	7,194	1,261	2,562	2,004	1,261	1,261	7,194
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
戸数	男	女	計	計	計	計	計
1,479.50	1,000	466.00	1,479.50	1,000	466.00	1,479.50	1,000

農業戸數

計	サ	ヤ	バ	ト	ボ	ヤ	合
島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人	島邦人
1,479.50	1,000	466.00	1,479.50	1,000	466.00	1,479.50	1,000

家畜		家禽	
牛	サイバン	鶏	鶏
馬	ヤツ	鴨	鴨
豚	バラ	鵝	鵝
猪	トラ	鴨	鴨
山	ホ	鴨	鴨
羊	ヤ	鴨	鴨
羊	ヤ	鴨	鴨
計	計	計	計

家畜及家禽

種類	数量	金額
甘蔗	1,000	100,000
葉煙	500	50,000
實	300	30,000
珈琲	200	20,000
カカオ	100	10,000
野菜類	500	50,000
計	2,500	250,000

種類	数量	金額
茄子	1,000	100,000
蘿蔔	500	50,000
燕窩	300	30,000
胡椒	200	20,000
牛乳	100	10,000
薑	500	50,000
葱	300	30,000
芥蘭	200	20,000
鳳梨	100	10,000
芭蕉	500	50,000
密	300	30,000
木薯	200	20,000
麵粉	100	10,000
計	3,000	300,000

五三

五二

○糖業

五四

製糖業は本群島主要産業の一にして大正六年「サイパン」島に於て西村拓殖株式會社及南洋殖産株式會社の二社の創業に始まり大正十年十二月新に資本金三百萬圓の南洋興發株式會社創立せられ前記二社の事業を繼承し今日に及べり。

現在甘蔗の栽培せらるゝは「サイパン」島及「テニアン」島にして「サイパン」島に於ける同社の製糖能力は千二百英噸の分蜜製糖機一基一晝夜約百二十萬斤の甘蔗を壓搾し得。而して「テニアン」島に於ては既に製糖工場を設置し昭和四年期より製糖を開始する豫定なり。作付面積及産糖高を示せば左の如し。

甘蔗作付面積及産糖高

年次	作付面積	産糖高	備考
大正 八—九年	四五九〇〇	七五五、五九九	白下糖及赤糖
同 九—十年	五三九三六	一、九五六、〇〇三	同
同 十—十一年	八三二一五	三五八、六〇〇	同
同 十一—十二年	一、六七六五〇	二、〇九六、四〇〇	分蜜糖(黄双)
同 十二—十三年	二、一七二五〇	五、八三七、八〇〇	同

同 十三—十四年	二、五一七三〇	一四、八九五、四〇〇	同
同 十四—十五年	二、七五六九六	一五、二六五、八八〇	同
同 十五—昭和二年	二、九六七八四	二〇、一九三、九六〇	同
昭和 二—三年	三、二二六七七	一七、二八〇、三七〇	同
同 三—四年	三、三二七一三	一六、四二三、四〇〇	同

五五

○林業

海岸低地にありては椰子樹、紅樹(マングローブ)は至る所に繁茂し鬱鬱たる林相を現すもの少からず。椰子は本群島に於ては林産として首位を占むると共に又食料、飲料として島民の日常缺く可からざるものなるのみならず、其の果核中の仁肉を乾燥したるものは、即ち「コブラ」にして本群島の移出品中の主なるものなり。本群島より本邦に移出する年額凡そ一萬噸、此の金額二百萬圓に上れり。林産物としては其の他象牙椰子、紅樹、鐵木、「ウカル」、「タマナ」、「マンゴ」等あり。

林野産物

用材	材數(石)	價額(圓)	サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ホナハ	ヤルード	計
			材數(石)	價額(圓)	材數(石)	價額(圓)	材數(石)	價額(圓)	
薪炭	價額(圓)	二、八〇〇	二、八〇〇	一、四〇〇	八〇〇	四、〇〇〇	一、三〇〇	一、三〇〇	八、〇〇〇
木炭	價額(圓)	三、〇〇〇	三、〇〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	一、五〇〇	九、〇〇〇
其ノ他	價額(圓)	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇
價額計	(圓)	六、八〇〇	六、八〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇	三、九〇〇

椰子

支離管區	椰子林面積	果實生産數	コ	ブ	ラ
			數	數	數
サイ	二、一〇〇	三、七三七	七、一八	一、二〇〇	一、二〇〇
ヤ	三、二〇七	一〇、四一〇	三、三〇〇	四、四三三	四、四三三
バ	一、一〇八	二、六四〇	三〇四	四九、八九九	四九、八九九
ト	三、九一三	一〇、六二九	一、八〇五	二六四、〇八二	二六四、〇八二
ホ	五、七四八	二一、六三一	二、三五五	三二七、五九四	三二七、五九四
ボ	一一、八四六	七五、一〇四	四、八三八	六〇四、五〇八	六〇四、五〇八
ヤ	二七、八三三	一二四、一五三	一〇、三四〇	一、四一〇	一、四一〇
計					

○ 鑛 業

鑛産として見るべきものは、唯燐鑛あるのみ、「アングウル」島の燐鑛は目下南洋廳の官營に屬し、其の蓄積量約二百四十萬噸と推定せられ年産額約六萬噸、此の金額百餘萬圓に上れり、「アングウル」島の外燐鑛の蓄積を有する島嶼に「ベリリユール」島「ファイニス」島「トコペー」島等あるも其の埋藏量僅少なり。

「アングウル」島の燐鑛は西曆一九〇三年（明治三十六年）獨逸探險隊に依り初めて發見せられたるものにして現今は南洋廳探鑛所を置き、所長（技師）の外技手二人書記三人を以て其の業に當れり。

昭和三年末現在の使役雇傭人並に職工鑛夫數左の如し。

雇 員 六 人 備 人 八 人 職工鑛夫 四六〇人

燐鑛（精鑛）移出累年表

年 度	數 量	價 額
大正六年度	四七、五〇五	一、一三三、一三一
大正七年度	五六、六九九	六九〇、八一〇
大正八年度	七三、六八五	一、四一九、七一八
大正九年度	五五、五五二	一、〇三九、九九七
大正十年度	五四、八六八	一、四七七、九一〇
大正十一年度	五六、三〇〇	一、〇一九、八九七
大正十二年度	五九、九八七	一、〇四九、七七二
大正十三年度	六〇、六五七	一、〇九七、八九一
大正十四年度	六五、八六四	一、三二〇、五七三
大正十五年	六二、九一二	一、二九九、一三二
昭和元年度	六三、一二八	一、三三五、一五七
昭和二年度	六四、三二六	一、三八六、二二五

○水産業

全群島を通じて魚類の主なるものは、鯉、鯖、鮪、鰯、鱈、鯊、鰯、鱈、鮭等にして、各島至る處之れを得るに難からずと雖、漁業方法の幼稚なると、海底は殆んど珊瑚礁なる爲漁撈作業の困難なるとに因り、其生産額多からず、従つて之が製造物も亦極めて少し。鯉、鮪に付ては特に其の漁期、漁獲方法等調査中に属するを以て近き将来に於て、大量の生産を擧ぐるに至らん。

貝類は其の種類頗る多きも、商品として價值あるものは高瀬貝及蝶貝の二種とす、高瀬貝は主として西「カロリン」群島の「ヤツブ」「バラオ」の近海に多く産し、鈎の原料として重用せらる。

元來本群島は海水清澄にして、水温高く、石灰質に富める等貝類の繁殖に極めて適當の素質を有せり。最近、「バラオ」諸島及「ボナベ」島に於て此天恵を利用し眞珠養殖を試みる者あり、其の成績に付きては未だ試験中に属するも、將來有望なる事業の一なるべし。

水産物漁獲高及水産製造物高

(一)魚類

魚類	サイパン		ヤツブ		バラオ		トラツク		ボナベ		ヤルット		計
	價	數量	價	數量	價	數量	價	數量	價	數量	價	數量	
鯉	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鯖	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鮪	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鰯	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鱈	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鯊	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鰯	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
鮭	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
其ノ他	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
計	10,700	10,700	300	300	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

(三) 其ノ他ノ水産物

品名	数量	単価	金額
海鼠	400	1.50	600
玳瑁	100	1.00	100
真珠	100	1.00	100
其ノ他	?	?	?
計			800

(四) 水産製造物

品名	数量	単価	金額
海參	100	1.00	100
鯨節	100	1.00	100
鮪節	100	1.00	100
鯨魚	100	1.00	100
其ノ他	?	?	?
計			400

○工業

工業としては「サイパン」島の製糖工業、之に附帯する酒精、糖耐製造及少量の清涼飲料製造等あるの外唯僅に各島に於て行はるゝ手工業あるのみにして何等工業として特記すべきものなし。

工業物

品名	数量	単価	金額
砂糖	100	1.00	100
非酒精飲料	100	1.00	100
酒精飲料	100	1.00	100
工業用酒精	100	1.00	100
其ノ他	?	?	?
計			400

手藝品

品名	数量(個)	金額(円)	サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルト	計
椰子帽子	26	260	26						260
林投帽子	11	88			88				88
薬織維編製	11	55							55
品	11	55							55
薬編製品	11	55							55
椰子	11	55							55
其他	11	55							55
計	71	708	26		88				708

六四

酒類醸造高

品名	醸造戸数	石数	金額
酒	1	4,572	201,246
焼酎	9	1,146	?
其他	3	76,197	?

工場

工場名	工場主	職工人数	一年間製造高	製品価格
製糖工場	南洋興發株式会社	男 46 女 1	20,255,960	3,646,072
酒精工場	南洋興發株式会社	男 3 女 1	7,400	406,430
製氷工場	南洋興發株式会社	男 1 女 1	7,300	2,160
清涼飲料製造所	坪野工場	男 51 女 1	54,000	81,000
計		男 101 女 4	4,135,662	

備考 製造高数量と別表工産物数量と符合せざるは本表は一ヶ年間製造能率の数量なるに因る。

計

一三

五、七九四、九〇五

(サイパン支應管内以外になし)

六五

○電 氣

本群島に於ける電機は水力に依るものなく蒸汽輕油又は重油機關に依り發電するものにして「サイパン」島及「テニアン」島に於て南洋興發株式會社が製糖工場用として四百キロワット一及二百キロワット二の發電機を設備せるの外總て官設なり而して之が用途は電氣通信用、電燈用、鑛業及糖業に要する動力用及醫療用なり。

發電機臺數

(昭和四年九月調)

力 量	地 方 別							
	サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルト	計	
四〇〇キロワット以下	一							
三〇〇キロワット以下								
二〇〇キロワット以下								
一〇〇キロワット以下								
五〇キロワット以下								
計	九	六	二	一	三	一	二	一

發電機用原働機臺數

(昭和四年九月調)

力 量	地 方 別							
	サイパン	ヤップ	バラオ	トラツク	ボナベ	ヤルト	計	
三〇〇馬力以下								
二〇〇馬力以下								
一〇〇馬力以下								
五〇馬力以下								
計	四	三	一	一	二	一	二	一
輕油機關								
計	一	一					一	一
蒸 汽 機								
五〇〇馬力以下								
四〇〇馬力以下								
三〇〇馬力以下								
二〇〇馬力以下								
一〇〇馬力以下								
五〇馬力以下								
計	四	一	一	一	一	一	一	一
合 計	九	四	二	二	二	二	二	二

電 燈 數

(昭和四年九月調)

地 方 別	種 別							
	一〇〇W	六〇W	四〇W	三〇W	二〇W	一三W	八W	計
サイパン								
ヤップ								
バラオ								
トラツク								
ボナベ								
ヤルト								
計	二	二	二	二	二	二	二	二

ヤ	ボ	ト	バ	セ	サ
計	ル	リ	ラ	ツ	イ
	ナ	ク	カ	ブ	ン
	ト	ハ	ク	ガ	ン
三五	一	一	一八	一七	一七
二二三	七	一	一〇三	一〇二	一〇二
三五七	二八	一六	二二〇	一〇三	一〇三
四五	一八	一二	二五二	一六九	一六九
九〇〇	九四	六七	五六七	一七二	一七二
八〇〇	一三七	二一	四九三	一四九	一四九
三八八	二〇	七七	二五二	三九	三九
三、一四四	三〇四	一九四	一、八九五	七五一	七五一

備考 本表は一般公衆の需要に應ずる電燈のみを計上し自家用電燈を計上せず。

○ 商 業

本群島人口の大多数を占むる島民は一般に購買力乏しく且邦人人口も一萬六千人餘に過ぎず而も各島に散在せるを以て商業未だ幼稚の域を脱せず。

椒	乾	小	白	突	椎	干	小	大	改	糯	外	白
比	海	麥	玉	天	非	瓜	豆	豆	麥	米	米	米
布	昔	粉	粉	粉	粉	粉	粉	粉	粉	粉	粉	粉
	(上)											
百	帖	〃	百	本	〃	百	〃	〃	〃	〃	斗	斗
〇、二六	一	〇、一一	〇、一八	〇、〇五	三、〇〇	〇、〇六	〇、〇四	〇、〇二	二、三〇	五、〇〇	三、一五	四、三〇
〇、三〇	〇、五〇	〇、一〇	〇、一八	〇、〇五	三、五〇	〇、〇六	〇、〇四	〇、〇三	二、二〇	五、五〇	三、七〇	四、二〇
〇、四五	〇、五〇	〇、一二	〇、二五	〇、〇六	三、五〇	〇、〇六	〇、〇五	〇、〇四	二、〇〇	五、五〇	三、五〇	四、五〇
〇、六〇	〇、四三	〇、三〇	〇、〇七	三、五〇	〇、三一	〇、三一	〇、三五	〇、四〇	二、二〇	六、四〇	三、五〇	四、五〇
〇、五五	〇、五五	〇、一三	〇、一〇	三、二五	〇、二五	〇、二五	〇、四五	〇、四五	二、五〇	五、八〇	三、五〇	五、〇〇
〇、六〇	〇、四二	〇、一四	〇、〇七	三、三〇	〇、七五	〇、七五	〇、四〇	〇、四〇	三、〇〇	五、九〇	四、六五	五、五〇



大工	下日探製銀木石左船大	下備鐵糖冶	日職	製工工挽工官工工	大工	全上上	企企
工	女男夫	工工工	工工工	工工工	工工工	上上	上上
(月)	(月)(月)(月)	(月)(月)(月)	(月)(月)(月)	(月)(月)(月)	(月)(月)(月)	〃〃	〃〃
	(二) 島						
	サイパン	一五〇〇	二五〇〇	一五〇〇	二二〇〇	四〇〇〇	二二五〇
	ヤップ		一五〇〇		五〇〇〇		
	パラオ	二五〇〇	六〇〇〇	三三〇〇	四四〇〇	五五〇〇	〇二〇〇
	トラツク	二五〇〇	三三〇〇		五〇〇〇	六〇〇〇	〇二五〇
七一	ボナハ		三三〇〇		五〇〇〇	五五〇〇	〇五〇〇
	ヤルット					五〇〇〇	〇二九〇

勞 銀

生砂食胡馬甘玉新木豆サ麥清練醬味雞豚牛梅澤鯉素	魚糖鹽瓜薯蕪葱炭腐酒酒乳油增卵肉肉干庵節麵	魚(鱈)糖(三盆白)斤百匁	〇一五	〇二八	〇〇七	〇五五	〇六〇	〇二〇	〇七〇	〇一〇	〇一五	〇二五	〇四〇	〇五五	〇七五	〇一三	〇〇八	〇五五	〇三五	〇三〇	〇一五	〇一〇	〇一五	〇一三	
		百匁																							
			〇三二	〇〇七	〇一六	〇〇六	〇二〇	〇七〇		〇二五	〇一五	〇三五	〇四六	〇八五	〇四八	〇二〇	〇二二	〇二〇	〇三〇	〇四〇	〇一〇	〇二〇	〇一六	〇一六	〇一七
			〇二〇	〇三三	〇〇五	〇三七	〇七〇	〇三五	〇七五	〇一三	〇二五	〇二七	〇五〇	〇八八	〇五〇	〇一五	〇一〇	〇七〇	〇六〇	〇三五	〇一五	〇二〇	〇一七	〇一七	〇一七
			〇二五	〇三四	〇〇八	〇〇〇	〇一〇	〇三五	〇一〇	〇二八	〇一〇	〇三〇	〇五〇	〇九五	〇五五	〇二五	〇一九	〇一〇	〇三七	〇七〇	〇一八	〇一八	〇一九	〇一九	〇一九
			〇五〇	〇〇一	〇七五	〇一〇	〇一五	〇〇八	〇一〇	〇三〇	〇一〇	〇二五	〇五〇	〇九五	〇一〇	〇一三	〇一〇	〇三七	〇三〇	〇三五	〇一八	〇二〇	〇二〇	〇二〇	〇二〇
				〇三〇	〇〇八		一八五	一九二		〇三五	〇一〇	〇二二	〇五五	〇一〇	〇四七	〇一〇	〇〇八	〇四五	〇三五		二五〇				

七〇

船工	木挽	鍛冶工	探鉱職工	礦夫	日傭夫	下男	下女
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
1,850	2,250	2,300	0,400	0,400	0,700	2,000	1,000
1,500	1,500	1,500	0,800	0,800	1,500	6,000	1,000
3,000	3,000	3,000	1,000	1,000	1,500	1,000	3,000
1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	5,000	3,000

七二

○ 貿 易

移輸出貨物の主なるものは燐鏽、「コブラ」、砂糖及酒精にして四者を合し移輸出總額の約九十四「パーセント」を占む、其の他群島特産たる高瀬貝、海參等あるも其の額大ならず。

移輸入貨物の主なるものは米穀其の他飲食物、布帛及布帛製品、衣類及同附屬品、金屬製品、木材及木製品等にして是等を合するとき移輸入總額の約六十九「パーセント」を占む。

本群島に於ける開港場は「サイパン」「バラオ」「アングウル」「トラック」「ヤルポート」の五港にして「アングウル」港は輸入貨物に付制限を附せり。

移輸出品の殆ど全部は日本内地に移出するものにして外國に輸出するものとしては「サイパン」島より米領「グアム」島に、「ヤルポート」島より英領「ギルバート」島に少許の雜貨類を輸出するに過ぎず。

移輸入品の殆ど全部は日本内地より移入するものにして外國より輸入するものとしては瓜哇より砂糖、關領「セレベス」島「メナド」、英領「ギルバート」及米領「グアム」島等より「コブラ」雜貨等少許の輸入あるのみなり。

移出品 (昭和三年中)

品目	支離別	サイパン	ヤツブ	パラカ	トラツク	ボチス	ヤルート	計																		
I 植物 I 穀物・澱粉類及種子 1 苳 2 豆 3 其他	及動及種 及粉類及種 及		547		8	1,750 14,420 13,700		2,305 16,134 13,700																		
									II 食物 1 飲食物 2 菓實 3 其他																	
																		III 礦物 1 煤 2 石油 3 其他								

Y 其他 Y 油・脂・蠟及其ノ製品 1 藥材・化學藥・製藥其ノ調合及爆發藥 2 其他		781,500 781,000				75	97	75	781,500 781,000
VI 綵 1 綵 2 其他									
VIII 綵 1 綵 2 其他									
X 綵 1 綵 2 其他									
XII 綵 1 綵 2 其他									
XIV 綵 1 綵 2 其他									
XVI 綵 1 綵 2 其他									
XVIII 綵 1 綵 2 其他									
XIX 綵 1 綵 2 其他									
XXI 綵 1 綵 2 其他									
XXIII 綵 1 綵 2 其他									

アジヤパシフィックセメント
Asiatic Portland Cement Co., Ltd.
http://www.aspc.co.jp

千円

3	木	65,125	40	50,330	10,599	5,945	1	132,039
4	其他	63,691	1	457	4,759	110	164	69,191
合	計	5,080,288	69,045	1,699,654	294,697	471,077	936,008	8,540,769

移入品 (昭和三年中)

品目	交際別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホテ	ヤルー	計
I 植物	及動物	850	1	2,089	8	20	733	3,750
II 穀物・澱粉類及種子	類	476,921	18,291	142,947	68,336	62,856	87,596	836,937
I 米	及	432,105	12,847	115,916	57,212	51,167	59,899	729,146
2 其他	穀物	44,816	5,444	27,031	11,114	11,689	27,697	127,791
III 飲食	物	398,429	52,076	209,063	110,419	150,848	244,811	1,165,646
1 蔬菜	・果實	3,196	3,954	3,278	3,075	14,335	4,565	32,403
2 砂糖	及核子糖	9,463	1,615	13,378	4,626	17,005	37,089	83,156
3 鹽		6,393	181	1,407	714	1,235	678	10,608
4 酒精	含有飲料	111,073	9,433	64,437	18,452	36,101	15,460	255,000
5 果汁・糖水等非酒精含有飲料		24,344	1,169	4,813	4,088	10,805	7,169	52,338
6 煙草		75,032	11,916	42,335	23,210	26,846	50,387	229,726
7 其他	製品	168,928	23,808	79,371	56,304	44,521	129,483	502,415
IV 皮毛・骨・角・獠牙・甲殼及其製品		7,930	239	5,600	617	1,880	2,981	19,247

V 油・脂・蠟及其製品		67,579	6,160	85,204	13,876	18,918	61,090	252,897
I 石油		26,573	2,723	34,759	4,854	9,868	15,968	104,745
2 其他	油	41,006	3,437	40,445	9,022	9,050	45,122	148,082
VI 染料・顔料・塗料類及填充料		26,873	4,846	17,040	4,105	4,956	3,822	61,642
VII 綵布・綵布類及同製材料		7,559	771	17,514	3,805	4,750	4,441	38,870
VIII 衣服類及同製物品		40,592	2,055	24,208	7,876	8,586	9,177	92,494
X 紙用紙・紙製品・書籍及繪畫		90,822	9,354	31,230	40,665	59,410	132,312	383,794
XI 製紙用紙・紙製品・書籍及繪畫		33,383	2,989	47,889	2,747	4,763	5,411	96,182
II 礦物及礦製品		119,002	753	76,129	12,573	1,310	27,819	237,286
1 石油		52,197	360	68,209	6,300	1	24,000	151,066
2 其他	礦物	66,805	393	7,920	5,973	1,310	3,819	85,220
XIII 陶磁器・硝子及硝子製品		13,545	1,762	14,942	1,989	4,048	2,008	38,294
XIV 陶磁器及硝子製品		18,977	2,333	1	203	3,278	17,673	42,464
XV 金銀及製品		152,926	6,888	84,990	18,459	18,333	78,007	298,963
XVI 時計・學術器・鏡・車輛・船舶及機械類		119,384	13,118	28,398	27,321	11,468	22,547	222,236
1 船舶		119,384	13,118	24,598	19,765	9,754	20,497	194,907
2 其他	製品	526,947	8,032	187,517	30,621	49,025	72,108	575,850
XVII 雜貨		114,314	3,893	134,337	9,559	28,663	20,395	311,661
1 木材		114,314	3,893	134,337	9,559	28,663	20,395	311,661
2 木製製品		1	203	1	1	200	400	803

千円

4	其	ノ	他	112,633	3,936	32,680	21,052	20,762	52,313	263,386
合		計		1,833,361	134,810	1,025,153	366,406	446,760	778,169	4,584,659

七八

輸 出 品 (昭和三年中)

品 目	支 送 別	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ガナエ	ヤルティ	計
I 植物	及 動 物							
I 穀物・衣料・淀粉類及種子		4,420			248		7,530	12,188
1 苧								
2 プ	イゴリ							
3 其	ノ	4,420			248		7,530	12,188
II 飲食	物 及 實 種 核	5,686			20,030		4,675	30,391
1 蔬	菜				30		1,376	20
2 砂								
3 蟹								
4 海								
5 酒	精 酒	5,304			1,075		496	6,879
6 非	其				18,935		2,803	22,120
7 其		332			120		16	138
III 皮毛・骨・角・歯牙・甲殼及其ノ製品								

IV 製 品	珠 綳 他 品							
1 靴								
2 高								
3 異								
4 海								
5 其					120		16	136
6 油	・ 脂						1,804	1,804
7 藥	材・化 學 藥 劑 製 藥 其ノ 調 合 及 燻 發 藥 精				6,295		117	6,412
8 酒								
9 其					6,295		117	6,412
10 染	料・顔 料・塗 料 類 及 填 充 料						327	227
11 絲	綵						1,053	1,053
12 總								
13 其								
14 布	衣 類			60	10,951		5,616	16,627
15 製	紙 用 紙・紙 製 品・書 籍 及 繪 畫				195		1,225	1,456
16 織	物						261	261
17 磚					4,730		327	6,477
18 其								
19 陶	磁 器 硝 子 及 硝 子 製 品	1,420			4,730		327	6,477
20 鐘					20		64	204
21 鐘		120					745	745
22 金		400			274		1,546	2,220

七九

XVI 時計・學術器・銃砲・車輛・船舶及機械類		品	計
XVII 雜	品	1,681	590
1	コ		13,554
2	木		
3	材		
4	及		
	木		
	製		
	品		
	炭		
	他		
	計	1,681	12,061
合		13,763	28,900
			94,345

輸 入 品 (昭和三年中)

品 目	支 展 別	サイパン	ヤツア	パラネ	トラツカ	ポナベ	ヤルート	計
I 植 物 及 動 物	種 子 類	7,300		150				7,350
I 穀 物 ・ 澱 粉 ・ 澱 粉 類 及 其 他	穀 類	3		1,199				1,202
1 米	及	3		1,157				1,160
2 其 他	及			42				42
III 飲 食 物 及 果 實 及 糖	菓 子	61,597		652			7,954	70,203
1 蔬 菜	及	15		82				97
2 砂 糖	及	60,945		517			7,912	69,374
3 鹽							1	1
4 酒 精 含 有 飲 料								

5 果 汁 ・ 鐵 水 等 非 酒 精 含 有 飲 料	草	76						76
6 煙	他	2		25				27
7 其 他	他	559		28			41	638
III 皮 毛 ・ 骨 ・ 角 ・ 齒 牙 ・ 甲 殼 及 其 他 製 品	品			118				118
Y 油 ・ 脂 ・ 蠟 及 其 他 製 品	油	387		12			6	405
1 石 油	他	387		12			6	405
2 其 他	他							
IV 藥 材 ・ 化 學 藥 ・ 製 藥 其 他 調 合 及 提 煉 藥	藥						30	405
V 染 料 ・ 顏 料 ・ 塗 料 類 及 填 充 料	料	105						105
VI 絲 綉 ・ 繩 索 類 及 同 類 材 料	料						3	3
VII 布 帛 類 及 同 類 附 屬 品	品	1,429		13			319	1,761
VIII 衣 類 及 同 類 附 屬 品	品	501					89	593
IX 製 紙 用 紙 ・ 紙 製 品 ・ 書 籍 及 繪 畫	品						20	20
M 製 紙 用 物 及 其 他 製 品	品							
1 石 灰	炭							
2 其 他	他							
X 陶 磁 器 ・ 硝 子 及 硝 子 製 品	品	9						9
XI 陶 磁 及 金 屬 品	品							
XII 金 屬 製 品	品	26		44			632	702
XIII 時 計 ・ 外 衛 器 ・ 銃 砲 ・ 車 輛 ・ 船 舶 及 機 械 類	類	211		50			38	499
1 船 舶	類							
2 其 他	類	211		50			38	499

品目	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
XVII 雜品	66,542	115	1,800	46,472	114,929
1 木材	66,016	—	—	45,728	111,744
2 木材	40	—	—	—	40
3 其他	486	115	1,800	744	3,145
4 合計	138,010	2,359	2,000	55,563	197,932

移輸出品累年表

品目	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
I 植物	14,070	2,240	633	1	2,305
1 穀物・澱粉類	406	11,737	25,104	5,618	28,332
2 其他	5,980	1,842	70	10	1
3 其他	8,384	4,343	1,032	—	13,700
4 合計	1,187,208	2,861,996	2,715,935	4,462,173	4,030,076
II 動物	2,628	5,082	2,458	8,853	7,279
1 蔬菜	1,136,243	2,835,615	2,652,179	4,392,987	3,917,673
2 其他	—	200	35,612	—	28,995
3 合計	1,136,243	2,835,615	2,652,179	4,392,987	3,917,673
III 其他	35,317	10,535	9,025	11,607	19,628

IV 含有飲料	673	762	855	929	18,949
1 酒精	4,887	85	326	183	6,379
2 其他	7,460	9,687	15,480	47,614	51,173
3 合計	16,946	72,007	93,458	46,823	88,409
V 製糖	16,637	72,333	92,830	46,736	65
1 糖	—	—	—	—	—
2 其他	309	674	1,128	57	233
3 合計	309	674	1,128	57	233
VI 製藥	182	613	1,320	1,112	2,579
1 藥材・化學藥	—	—	436,492	503,111	788,119
2 其他	—	68	436,480	503,100	781,000
3 合計	—	68	436,480	503,100	781,000
VII 其他	—	197	491	11	7,119
1 染料・顏料	17,314	18,750	12,918	101	264
2 其他	15,720	18,455	11,907	411	1,181
3 合計	1,624	295	1,011	145	—
VIII 其他	22,821	1,996	19,814	11,913	1,181
1 布衣類	662	1,267	2,675	769	17,974
2 其他	115	305	475	254	1,615
3 合計	1,181,612	1,176,977	1,388,527	1,366,938	283
IX 其他	1,181,612	1,176,977	1,388,527	1,366,938	283
1 合計	1,187,517	1,176,977	1,380,294	1,360,759	1,461,636

品目	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
2 其他	124	4,635	8,233	6,179	6,477
Y 陶磁器・硝子及硝子製品	24	131	126	275	216
Y 鐵及金製	1,139	601	11,171	2,214	976
Y V 時計・學術器・銃砲・車輛・船舶及機械類	1,505	8,103	26,484	7,080	1,086
X 雜	1,085,854	1,701,920	1,903,472	1,894,337	2,131,079
X 雜 1	1,037,380	1,677,355	1,878,431	1,792,267	1,964,576
2 木材	7,749	1,292	2,783	2,013	3,222
3 木	4,325	2,735	16,652	68,437	132,039
4 其他	33,250	20,538	6,606	31,570	31,242
合 計	3,535,311	5,864,534	6,538,095	8,303,129	8,635,114

移 輸 入 品 果 年 表

品目	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
I 植物及動物	2,898	2,309	2,921	3,258	11,100
I 穀物・澱粉類及種子	437,262	688,276	688,430	660,620	858,139
1 米	392,892	552,467	506,711	491,744	730,306
2 其他	94,370	135,809	131,719	168,876	127,833
II 飲食物及煙草	556,038	695,138	926,187	984,235	1,235,849

品目	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年
1 蔬 菜	40,098	64,055	172,492	189,381	32,500
2 砂 糖	130,012	155,470	150,741	210,802	152,530
3 酒 類	18,219	30,592	41,385	42,211	10,609
4 果 汁・汽水等	123,749	136,957	157,069	163,374	255,000
5 含有飲料	243,960	308,064	404,550	378,467	52,414
6 煙	16,838	20,910	29,536	33,546	229,753
7 其他	81,933	149,314	161,963	178,546	503,043
Y 皮毛・骨・角・漁牙・甲殼及其ノ製品	131,173	79,589	61,708	75,025	19,365
1 油	49,220	69,725	100,255	102,921	232,232
2 其他	51,752	68,529	128,639	58,539	104,745
III 藥材・化學藥・製藥其ノ配合及燻殺藥	21,215	19,353	28,687	26,692	61,672
IV 染料・顏料・塗料類及填充料	49,835	68,621	78,711	59,762	38,975
V 絲綢・緞・絨・布類及同類製品	248,936	345,771	302,724	293,958	92,497
VI 布類及及同類製品	157,558	165,726	221,724	236,325	385,555
X 紙類及及同類製品	42,301	54,547	46,658	58,596	198,773
X 紙類及及同類製品	79,382	122,632	112,666	95,646	237,286
1 鐵 及	20,978	47,492	92,359	64,986	151,066
2 其他	26,036	21,672	27,895	38,823	86,220
X 陶磁器・硝子及硝子製品					38,303
X 鐵 及					42,464

XV 金	製	品	221,469	212,936	336,706	234,027	299,665
XVI 時計・學術器・銃砲・車輛・船舶及機擘類	製	品	129,550	414,846	524,128	149,033	222,735
1 船	製	品	12,833	20,326	8,700	—	27,329
2 其	製	品	116,667	394,520	515,428	149,033	195,406
XVII 雜	製	品	270,184	539,823	591,961	632,918	690,779
1 木	製	品	57,556	77,992	87,861	53,163	111,744
2 木	製	品	82,829	190,128	250,778	306,104	311,701
3 木	製	品	—	—	—	—	803
4 其	製	品	129,799	271,703	253,392	273,651	266,531
合		計	2,513,385	3,647,895	4,301,895	2,814,511	4,782,891

○ 金 融

金融機關としては未だ銀行質屋等の如きものなく郵便局を唯一として擧げ得るのみ。

爲替貯金取扱金額

(昭和三年度)

局 所	(一) 内 國 爲 替 (郵便、通信)		局 所	(二) 外 國 爲 替				
	サイパン	ヤップ		パラカ	アンガウル	トラツク	ボナベ	ヤルード
振 出	1,507,732	3,673,710	6,887,766	1,910,021	1,890,760	3,581,760	5,051,328	3,887,766
拂 渡	1,388,880	1,557,710	7,173,766	1,787,766	3,773,766	3,581,760	5,051,328	3,887,766
預 入	1,993,766	1,070,766	1,307,766	3,673,710	3,673,710	1,070,766	3,673,710	1,070,766
拂 渡	1,993,766	1,070,766	1,307,766	3,673,710	3,673,710	1,070,766	3,673,710	1,070,766
預 入	1,993,766	1,070,766	1,307,766	3,673,710	3,673,710	1,070,766	3,673,710	1,070,766
拂 渡	1,993,766	1,070,766	1,307,766	3,673,710	3,673,710	1,070,766	3,673,710	1,070,766
計	3,987,518	2,141,476	2,615,532	5,583,730	4,644,520	4,652,526	8,734,644	4,958,594

拂出 口金 数額	拂込 口金 数額	現在 一人 平均	年末 一人 平均
八、五七六	一、〇四七、四四六	???	三、三三三
三、四一七	三、七九三	???	三、四一七
一、〇四七	三、三三三	???	三、三三三
三、七九三	三、七九三	???	三、七九三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三
三、三三三	三、三三三	???	三、三三三

○運輸交通

本群島の交通は専ら船舶舟艇に依るのみにして道路は僅に主要島に存するに過ぎず又軌道も「サイバン」島に於て南洋興發株式會社の事業用鐵路を兼ねて交通に便せると「アンガウル」島に於ける採鑛所鑛運搬用として僅に存するに過ぎず。

海上の交通は内地、群島主要島間の連絡航路及群島主要島と其の離島間の連絡航路の幹支に岐れ、本群島の交通大系をなすと共に又唯一の郵便線をなせり、沿海交通は主として島民の唯一の交通機關たる「カノー」に依れり。

内地群島間の連絡航路は之を東廻、西廻、東西連絡及サイバン線の四線に分れ、各線共神戸を起點とし門司を経横濱を發着港として群島に來航す。

東廻は「サイパン」を経て同島より東折して「トラック」、「ボナペ」、「クサイ」を経て「ヤルト」に至る、其の神戸よりの往復航程は七、三二〇浬にして、所要日數約四十九日なり。

西廻は「サイパン」に至り更に西南下して「テニアン」、「ヤツプ」、「バラオ」を経て蘭領「セレベス」島「メナード」港に至る。(復航米領「ミンダナオ」島「ダバオ」に寄港す)其の神戸よりの往復航程六、九九〇浬にして所要日數約四十六日なり。(年六回は「アンガウル」港に寄港す、都合により「ソ

ンソル、「トコベ」に寄港することあり)

東西連絡は横濱より南下して「バラオ」に直行し、東折して「トラツク」、「ボナベ」、「クサイ」を経て「ヤルト」に至る、其の神戸よりの往復航程は九、二六〇哩にして所要日数約五十八日なり。

サイバン線は二見、「サイバン」に寄港し「デニアン」に至る、其の神戸よりの往復航程は三、七九〇哩其の航海日数約三十日なり。

現今使用船舶五隻其の噸數一六、二三四噸、年航海度數東廻六回、西廻一三回、東西連絡五回、サイバン線六回にして、日本郵船株式會社の受命する所なり。

群島の主要島離島間の連絡航路は支應所在地を起點として其の附近の離島間を航海す、其の航海線の名稱左の如し。

マリアナ 群島線 (「サイバン」を中心として「マリアナ」群島を南北に航海す)

ヤップ、バラオ離島線 (「ヤップ」及「バラオ」を中心として「ヤップ」、「バラオ」支應管内の

離島を航海す)

ボナベ、トラツク離島線 (「ボナベ」、「トラツク」を中心として「ボナベ」、「トラツク」支應管内

の離島及び「トラツク」と濠洲委任統治領の「ケビアン」、「ラバウル」間を航海す)

マーシャル 群島線 (「ヤルト」を中心として「ヤルト」支應管内の離島及び「ヤルト」と英領「ギルバート」島間を航海す)

使用船舶五隻、總噸數一、四五四噸、航海度數五十七回にして南洋貿易株式會社の受命する所なり。右の外環礁内航路として「バラオ」諸島巡航線「トラツク」諸島巡航線あり。

「バラオ」諸島巡航線は「コロル」島を中心として「バラオ」諸島東岸、西岸各地及「ペリリュ」、「アンガウル」各島を交互に巡航するものにして年航海數一五六回とす。

トラツク諸島巡航線は夏島を中心として春島、秋島、冬島、月曜島、水曜島及金曜島各地を交互に巡航するものなり。

道路延長

支應別	道	船	一	二	三	四	計
サイバン支應管内	三、七九〇哩	一	二、三三〇哩	一、二四〇哩	一、一五〇哩	一、〇六〇哩	七、三七〇哩
ヤップ支應管内	三、七九〇哩	一	二、三三〇哩	一、二四〇哩	一、一五〇哩	一、〇六〇哩	七、三七〇哩
バラオ支應管内	三、七九〇哩	一	二、三三〇哩	一、二四〇哩	一、一五〇哩	一、〇六〇哩	七、三七〇哩
トラツク支應管内	三、七九〇哩	一	二、三三〇哩	一、二四〇哩	一、一五〇哩	一、〇六〇哩	七、三七〇哩
ボナベ支應管内	三、七九〇哩	一	二、三三〇哩	一、二四〇哩	一、一五〇哩	一、〇六〇哩	七、三七〇哩
ヤルト支應管内	三、七九〇哩	一	二、三三〇哩	一、二四〇哩	一、一五〇哩	一、〇六〇哩	七、三七〇哩



軌條

計	哩數	軌幅	汽罐車數	車輛數	軌條の目的	一日輸送能率	昭和三年中軌條に依る收入
サイパン支應管内	四〇	七六	七	三九	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
バラオ支應管内	一〇三	七六	一	三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
同	二、二	七六	五	三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
同	三、三	七六	一	三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
同	三、六	七六	一	三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
同	三、七	七六	一	三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
同	三、七	七六	一	三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇
計	一、〇五	七六	三	三三	製糖原料輸送	一、〇七	三、七〇

諸車

計	荷車	荷牛馬車	人力車	自轉車	其他	計
サイパン支應管内	五四	一、二二六	二	二六〇	二	一、五三四
ヤツツ支應管内	五	一	一	三	一	九
バラオ支應管内	三三	一	三	一六五	八	二二九
トラツク支應管内	三	一	一	一四	一	一八
ボナベ支應管内	二二	二	一	一六	一	四〇
ナルト支應管内	二一	一	一	二二九	一	二五〇
計	一三七	一、二三一	五	六八七	一〇	二、〇七〇

内地群島間及群島内各主要島間距離 (命令交通船航路に依る)

自 横 濱	至マリアナ群島サイパン島	一、三五〇
自 横 濱	至西カロリン群島バラオ諸島コロール島	一、七二五
自 サイパン島	至西カロリン群島ヤツツ島	五七〇
同	至東カロリン群島トラツク諸島夏島	六六〇
自 ヤツツ島	至西カロリン群島バラオ諸島コロール島	二六〇
自 バラオ諸島コロール島	至西カロリン群島アンガウル島	四〇
同	至東カロリン群島トラツク諸島夏島	一、一五〇
同	至蘭領セレベス島メナード港	六六〇
同	至米領ミンダナオ島ダバオ港	五九〇
自 ダバオ港	至蘭領セレベス島メナード港	三三〇
自 トラツク諸島夏島	至東カロリン群島ボナベ島	九〇
同	至濠洲委任統治地ケビアン港	七〇〇
自 ケビアン港	至濠洲委任統治地ラバウル港	一七〇

自	自	自
ボ	ク	ボ
ナ	サイ	ナ
ベ	イ	ベ
島	島	島
至東カロリン群島クサイ島	至マーシャル群島ヤルット島	至英領ギルバート島
三二〇	四二五	二七〇

九四

出入船舶數

港別	出 港			入 港		
	汽	帆	計	汽	帆	計
	船	船	船	船	船	船
サイパン	四	四	八	四	四	八
ヤップ	五	一	六	五	一	六
バラオ	四	一	五	四	一	五
アンガウル	一	一	二	一	一	二
トラツク	二	一	三	二	一	三
ボナベ	二	一	三	二	一	三
クサイ	二	一	三	二	一	三
ヤルット	二	一	三	二	一	三
計	二四	九	三三	二四	九	三三

船舶乗降人員數

邦人	出		入	
	男	女	男	女
	サイパン	三〇	一六	三〇
ヤップ	一六	一	一六	一
バラオ	一三	一	一三	一
トラツク	三	一	三	一
ボナベ	一五	一	一五	一
ヤルット	三	一	三	一
計	六八	二七	六八	二七

島民	出		入	
	男	女	男	女
	三〇	一六	三〇	一六
一八	一	一八	一	
九	一	九	一	
二	一	二	一	
二〇	一	二〇	一	
二八	一	二八	一	
計	七九	三九	七九	三九

船舶舟艇

汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	汽船	計	
										男	女
										一	一
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計

九五

貨ハ各地
「ロ」
各地ニ至
間及「サ
ア各港ニ
ヨリ各港
以北各港

甲三二一
板等々等

ソソルコトベ一寄港運賃

				パ ラ オ					
				アンガウル	一三三四 〇〇〇〇				
				ソソル	二四六九 〇〇〇〇	三六九三 〇〇〇〇			
				トコペー	二四六九 〇〇〇〇	四八二八 〇〇〇〇	五〇五二 〇〇〇〇		
メナード	一 四八七五 〇〇〇〇	一 六二三四 〇〇〇〇	一 八六九三 〇〇〇〇	一 九八三七 〇〇〇〇	一 八六九三 〇〇〇〇	二 八六九三 〇〇〇〇	三 八六九三 〇〇〇〇	四 八六九三 〇〇〇〇	メナード
	甲三二一	甲三二一	甲三二一	甲三二一	甲三二一	甲三二一	甲三二一	甲三二一	板等々等
	板等々等	板等々等	板等々等	板等々等	板等々等	板等々等	板等々等	板等々等	板等々等

船	計	浮	標	導	船	浮	燈	航	路	標	識	計	隻
													數
一	三				一	一	三	サ イ バ ン				一	二 三
		一	〇		一	七	二	ヤ ツ ブ				六	三 三
五	三				一	七	四	パ ラ オ				八	四 三
					一	七	二	ト ラ ツ ク				二	六 八
					二	八	一	ボ サ ベ				八	七 六
					一	八		ヤ ル ト				八	五 一
								計				三	五 九 三
					九	八	二					九	六

紫 導 船 浮
船 計 用
浮 立 標
標 標 標
| 三 | 一 | 三
一 〇 一 七 二
五 三 一 七 四
| 七 | 五 二
二 八 一 三 四
一 八 一 五 三
九 八 二 六 八

郵船航路運賃表 (昭和四年四月調)

内地南洋群島各地間船客運賃表

○食事 和食附
一等 (但シ晝食ハ洋食)
二等及三等 和食附
甲級客 供食セズ
○小兒運賃 四歳未満一名無賃其餘ハ四分ノ一額
十二歳未満半額
○甲板客運賃 南洋各島民ニ限り適用ス
○復航大阪、神戸行運賃ハ横濱行運賃
ト下記横濱ト大阪、神戸間運賃トノ
合算額トス

○日本諸港「サイパン」間運賃 (各線ニ適用)

大 阪	二〇〇〇
神 戸	四三〇〇

東廻線

大 阪	二〇〇〇	二二九〇	二五八〇	二八七〇	三一六〇
神 戸	五二九〇	五五八〇	五八七〇	六一六〇	六四五〇
門 司	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
横 濱	七八九〇	八一八〇	八三七〇	八五六〇	八七五〇
二 見	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
サイパン	一三四九	一三六八	一三八七	一四〇六	一四二五
サイパン	九四九九	九七一八	九四四七	九一七六	八九〇五
サイパン	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
サイパン	一三五〇	一三六九	一三八八	一四〇七	一四二六
サイパン	九五〇五	九四八六	九四六七	九四四八	九四二九
サイパン	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
サイパン	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二

東西連絡線

大 阪	二〇〇〇	二二九〇	二五八〇	二八七〇	三一六〇
神 戸	四九四〇	五〇四〇	五一四〇	五二四〇	五三四〇
門 司	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
横 濱	四八二〇	四九二〇	五〇二〇	五一二〇	五二二〇
安ガウル	四七〇〇	四八〇〇	四九〇〇	五〇〇〇	五一〇〇
トランプ	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ボナハ	二三五七	二四五六	二三四五	二二四四	二一三三
クサイ	一三五八	一三六八	一三七八	一三八八	一三九八
ヤルト	四〇八七	四一八七	四二八七	四三八七	四四八七
ヤルト	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ヤルト	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
ヤルト	八六九三	八六九三	八六九三	八六九三	八六九三
ヤルト	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ヤルト	甲三二	甲三二	甲三二	甲三二	甲三二

東 廻 線

東廻線

大 阪	二〇〇〇	二二九〇	二五八〇	二八七〇	三一六〇
神 戸	五二九〇	五五八〇	五八七〇	六一六〇	六四五〇
門 司	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
横 濱	七八九〇	八一八〇	八三七〇	八五六〇	八七五〇
二 見	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
サイパン	一三四九	一三六八	一三八七	一四〇六	一四二五
サイパン	九四九九	九七一八	九四四七	九一七六	八九〇五
サイパン	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
サイパン	一三五〇	一三六九	一三八八	一四〇七	一四二六
サイパン	九五〇五	九四八六	九四六七	九四四八	九四二九
サイパン	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
サイパン	三二二	三二二	三二二	三二二	三二二

西 廻 線

西廻線

大 阪	二〇〇〇	二二九〇	二五八〇	二八七〇	三一六〇
神 戸	四九四〇	五〇四〇	五一四〇	五二四〇	五三四〇
門 司	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
横 濱	四八二〇	四九二〇	五〇二〇	五一二〇	五二二〇
安ガウル	四七〇〇	四八〇〇	四九〇〇	五〇〇〇	五一〇〇
トランプ	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ボナハ	二三五七	二四五六	二三四五	二二四四	二一三三
クサイ	一三五八	一三六八	一三七八	一三八八	一三九八
ヤルト	四〇八七	四一八七	四二八七	四三八七	四四八七
ヤルト	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ヤルト	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
ヤルト	八六九三	八六九三	八六九三	八六九三	八六九三
ヤルト	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ヤルト	甲三二	甲三二	甲三二	甲三二	甲三二

ソノトコベ寄港運賃

ソノトコベ寄港運賃

大 阪	二〇〇〇	二二九〇	二五八〇	二八七〇	三一六〇
神 戸	四九四〇	五〇四〇	五一四〇	五二四〇	五三四〇
門 司	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
横 濱	四八二〇	四九二〇	五〇二〇	五一二〇	五二二〇
安ガウル	四七〇〇	四八〇〇	四九〇〇	五〇〇〇	五一〇〇
トランプ	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ボナハ	二三五七	二四五六	二三四五	二二四四	二一三三
クサイ	一三五八	一三六八	一三七八	一三八八	一三九八
ヤルト	四〇八七	四一八七	四二八七	四三八七	四四八七
ヤルト	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ヤルト	一三四	一三四	一三四	一三四	一三四
ヤルト	八六九三	八六九三	八六九三	八六九三	八六九三
ヤルト	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
ヤルト	甲三二	甲三二	甲三二	甲三二	甲三二

裏面白紙

内地南洋間貨物運賃表

品名	単位	内地南洋間諸島間			内地南洋東諸島間		
		サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ホナハ	クサイ
原低運取	百圓ニ付	一、三	一、三	一、四	一、四	一、六	一、八
雜貨	船券一通	四、〇	五、五	六、〇	六、〇	七、五	七、五
鐵材、鐵管、レール	千五百斤	一〇、〇	一三、〇	一三、五	一三、五	一七、五	二五、〇
木材、枕木、セメント、煉瓦、砂利	千五百斤	九、五	一二、〇	一二、〇	一二、〇	一六、五	二一、〇
機械油、石炭、コークス	千五百斤	八、五	一一、〇	一一、〇	一一、〇	一五、〇	一九、〇
家具、引越荷物	四十才	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一七、五	一九、五
石	同	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一七、五	一九、五
日常食糧品、菓子類	千五百斤	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一七、五	一九、五
硝子、硝子器、陶器、エナメル器	同	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一七、五	一九、五
綿、絲、布、綿衣類	四十才	七、五	一〇、〇	一〇、〇	一〇、〇	一七、五	一九、五
漆、寸、荒物類	同	六、五	八、〇	九、〇	九、〇	一五、五	一八、五
肥料、種苗、農具、家畜飼料	千五百斤	五、〇	六、〇	六、五	六、五	一〇、五	一二、五
繩、延、吹、空、罐、アンペラ、麻袋、刺籬	四十才	五、〇	六、〇	六、五	六、五	一〇、五	一二、五
醫療器、醫用藥品	千五百斤	五、〇	六、〇	六、五	六、五	一〇、五	一二、五
小荷物(五才以下)	千五百斤	二、〇	二、五	三、〇	三、〇	四、〇	四、五
南洋特産品	同	八、〇	九、〇	九、五	九、五	一三、〇	一五、〇
木	千五百斤	四、〇	五、〇	五、〇	五、〇	六、五	七、五
棉、高瀬	同	六、〇	七、〇	七、五	七、五	一〇、〇	一二、〇
海草、樹皮、果實、海貝、ロマシ油	同	六、五	七、五	八、〇	八、〇	一〇、〇	一二、〇
砂糖(原料)	同	六、五	七、五	八、〇	八、〇	一〇、〇	一二、〇

南洋群島間貨物運賃表

品名	単位	サイパン		ヤップ		パラオ	
		一噸	最低	一噸	最低	一噸	最低
原低運取	百圓ニ付	一、三	一、三	一、四	一、四	一、六	一、八
雜貨	船券一通	四、〇	五、五	四、〇	五、五	四、〇	五、五
鐵材、鐵管、レール	千五百斤	一〇、〇	一三、〇	一〇、〇	一三、〇	一〇、〇	一三、〇
木材、枕木、セメント、煉瓦、砂利	千五百斤	九、五	一二、〇	九、五	一二、〇	九、五	一二、〇
機械油、石炭、コークス	千五百斤	八、五	一一、〇	八、五	一一、〇	八、五	一一、〇
家具、引越荷物	四十才	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇
石	同	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇
日常食糧品、菓子類	千五百斤	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇
硝子、硝子器、陶器、エナメル器	同	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇
綿、絲、布、綿衣類	四十才	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇	七、五	一〇、〇
漆、寸、荒物類	同	六、五	八、〇	六、五	八、〇	六、五	八、〇
肥料、種苗、農具、家畜飼料	千五百斤	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇
繩、延、吹、空、罐、アンペラ、麻袋、刺籬	四十才	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇
醫療器、醫用藥品	千五百斤	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇	五、〇	六、〇
小荷物(五才以下)	千五百斤	二、〇	二、五	二、〇	二、五	二、〇	二、五
南洋特産品	同	八、〇	九、〇	八、〇	九、〇	八、〇	九、〇
木	千五百斤	四、〇	五、〇	四、〇	五、〇	四、〇	五、〇
棉、高瀬	同	六、〇	七、〇	六、〇	七、〇	六、〇	七、〇
海草、樹皮、果實、海貝、ロマシ油	同	六、五	七、五	六、五	七、五	六、五	七、五
砂糖(原料)	同	六、五	七、五	六、五	七、五	六、五	七、五

雜貨	一噸	1.50
最低	一口	1.00
小荷物	一個	.50

雜貨	一噸	10.30	10.70
最低	一口	4.10	4.20
小荷物	一個	2.50	2.00

考 備
 一 關領金 中三・一ハフト三・一
 二 船便ノ係上荷物接續ノ合場ハ接續費費費
 三 本表以外ニ受申コルト

裏面白紙

○ 通 信

全群島に郵便局七箇所を置く、各郵便局孰れも無線電信の装置を有するの外ヤップ郵便局には獨逸時代より存する海底電信ありて沖繩縣那覇局米領グロム島及蘭領セレベス島メナード(現在使用せず)に接続せり。尙電話業務は「サイバン」及「バラオ」の兩郵便局に於て取扱ひつゝあり。

郵便局所在地

	位 置
サイバン郵便局	サイバン島
同チニアン分室	テニアン島
ヤツ郵便局	ヤツヅ島
バラオ郵便局	バラオ諸島コロール島
アングウル郵便局	バラオ諸島アングウル島
トラツク郵便局	トラツク諸島夏島
ポナベ郵便局	ポナベ島

備考 テニアン分室は昭和四年十一月設置せるものなり。

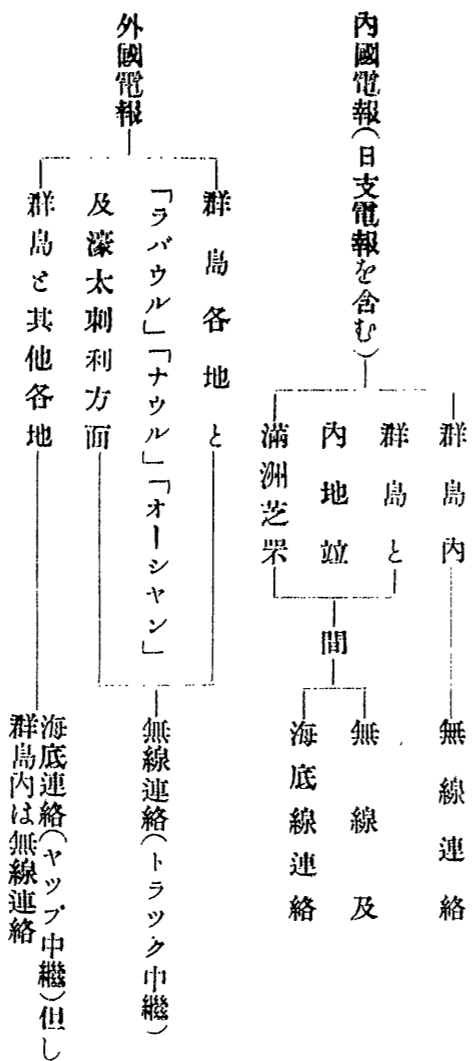
通常郵便物取扱数 (昭和三年度)

局別	普通	特殊	計
サイパン	一、九〇、四〇〇	四、三〇〇	一、九四、七〇〇
ヤップ	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
パラオ	一、七〇、三〇〇	一、〇〇〇	一、七一、三〇〇
アンガウル	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
トラツク	四、八〇〇	一、〇〇〇	五、八〇〇
ボナハ	六、〇六一	三、〇〇〇	九、〇六一
ヤルポート	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
計	三、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	四、〇〇、〇〇〇

小包郵便物取扱数 (昭和三年度)

局別	普通	特殊	計
サイパン	三、〇〇〇	一、〇〇〇	四、〇〇〇
ヤップ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
パラオ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
アンガウル	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
トラツク	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ボナハ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ヤルポート	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇

電信系統



電報取扱通数及料金 (昭和三年度)

局別	普通	特殊	計
サイパン	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ヤップ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
パラオ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
アンガウル	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
トラツク	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ボナハ	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
ヤルポート	一、〇〇〇	一、〇〇〇	二、〇〇〇
計	一、〇〇、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	二、〇〇、〇〇〇

中繼信	内國	14,350	4,060	4,700	3,500	100	6,000	21,500
通數	外國	6	50	56	5	1	1	67
電報	總計	14,356	4,110	4,756	3,505	2	2	21,567
料		3,500	5,000	8,500	1,000	4,500	4,500	10,000
金		3,500	5,000	8,500	1,000	4,500	4,500	10,000

爲替貯金取扱數及金額 (昭和三年度)

内國爲替	振出	33,364	3,833,479
	拂渡	6,966	3,971,306
外國爲替	振出	25	2,209
	拂渡	27	785
貯金	預入	28,123	1,045,501
	拂戻	7,685	797,494
振替貯金	拂込	11,666	390,753
	拂出	1,250	1,084,489
年金恩給	拂渡	78	9,360
計		89,184	11,135,376

電話

局名	加入區域	交換方式	加入者數	加入未開通數
サイパン	サイパン島ガラパン	單式磁石式	三年度末 90	二年度末 1
ラオ	ラオ島コロル島 (ケルミン外二ヶ所を除く)	白働式	八九	八五
計			一七九	八五
				四九

備考 本表には官應用及私設電話を含みます。

○ 財 政

豫算及決算

(圓位未滿切捨)

昭和三年度決算	昭和三年度決算		昭和三年度決算	昭和三年度決算	昭和三年度決算
	歳入	歳出			
昭和三年度決算	二、八三四、二二二	二、四四四、二〇一	四、七九四、六六九	七、六二八、八八二	
昭和三年度決算	二、九三一、五九七	二、七七五、三五八	二、〇八九、九〇九	四、五三四、一一〇	
昭和三年度決算	二、九三一、五九七	二、七七五、三五八	二、三二〇、六五七	五、二四三、二五四	
昭和三年度決算	二、七七五、三五八	二、七七五、三五八	二、四六六、八九六	五、二四三、二五四	
計					計
					七、六二八、八八二
					四、五三四、一一〇
					五、二四三、二五四
					五、二四三、二五四

租税収入總額

(圓位未滿切捨)

人頭税	人頭税		出港税	出港税	出港税
	調定済額	収入済額			
人頭税	七九、〇五七	七八、七九〇	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	二六七
出港税	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	
出港税	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	
出港税	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	一、〇〇七、一三九	
計					二六七
					二六七
					二六七
					二六七

人頭税徴収額

(圓位未滿切捨)

島民に非ざる者	島民に非ざる者		島民	島民		計	計	
	人員	税額		人員	税額		人員	税額
サイパン支應管内	一、四三一	八、一七八	七、一〇〇	三、六七五	二、一四一	一、一八五	三、三三六	
ヤップ支應管内	一、〇〇一	六、四四一	一、七八七	五、九五二	一、八八八	六、五九三	二、〇三三	
パラオ支應管内	七八八	五、三六二	一、二四七	五、七七二	二、〇三五	一、一三四	三、一〇七	
トラツク支應管内	二〇九	一、五六六	四、〇四三	一、八一九	四、二五二	一、三三五	九、五一一	
ボナハ支應管内	三〇七	一、九三〇	一、七四六	七、五八八	二、〇五三	九、五一一	二、〇五三	
ヤルート支應管内	二四三	一、五七〇	一一	二五、〇〇三	二、五五	二六、五七三	二、五五	
計	三、〇七九	一九、二四八	九、五四五	五九、八〇九	一一、六二四	七九、〇五七	一九、二四八	

備考 ヤルート支應管内に限り島民人頭税はコブラ數量二一四噸を以て代納し酋長之を納税するを以て其の人員一二を掲上せり。

關稅及出港税徴収額

(圓位未滿切捨)

關稅金額	出港税金額	
サイパン支應	二八、八九七	一、〇〇七、一三九
ヤップ支應		
計		

バラオ支應	一、〇三一		
トラツク支應	三八一		
ボナベ支應	六、二二〇		
ヤルト支應			
計	三六、五三〇	一、〇〇七、一三九	

104

租税外収入總額 (圓位未滿切捨)

官業及官有財産收入	調定済額	収入済額	不納賦損額	収入未済額
印紙収入	一、六九四、九四〇	一、六九四、九四〇		
雑収入	八、七二六	八、七二六		
官有物拂下代	八、三五三	八、〇一〇	三三三	
補充金	一三、二五七	一三、二五七		
前年度剩餘金繰入	一、八〇〇、〇〇〇	一、八〇〇、〇〇〇		
計	二、九八一、四一一	二、九八一、四一一		
	六、五〇六、六八九	六、五〇六、三四六	三三三	一〇

官業及官有財産収入額 (圓位未滿切捨)

郵便電信及電話収入	醫院収入	林業収入	鑛産拂下代	官有物賃下料	電燈収入	計
サイパン支應管内	五、八三〇	三、二二六	五、五五五	一、〇九三	一、〇〇六	二七、六一一
ヤップ支應管内	五、七六六	三、三三三	三、七三三	五三三	一四	三三、〇〇〇
パラオ支應管内	七、〇七九	五、二六九	一、三六六、三三三	三、二六六	一、五二二	一、四四四、〇〇〇
トラツク支應管内	七、〇三三	五、六六六	一、三三三	三〇〇	一、五五五	一、六六六、三三三
ボナベ支應管内	九、四四四	七、七七七	三、三三三	三、三三三		三、三三三
ヤルト支應管内	三、二二二	二、二二二		二、二二二	六六	三、九六八
計	二九、六六六	二五、三三三	六、六六六	一〇、六六六	一、八八八	一、六六六、六六六

備考 一、林業収入の重なるものは官有コングラ拂下代なり。
二、鑛産は六萬四千三百二十六英噸にして一英噸二十一圓五十五錢に當れり。

雑収入額 (圓位未滿切捨)

免許及手数料	サイパン	ヤップ	パラオ	トラツク	ボナベ	ヤルト	計	其ノ他	合計
懲罰及沒收金	一、一〇〇	三〇〇	五〇〇	一、二〇〇	三〇〇	一、〇〇〇	三、〇〇〇	七〇〇	六、〇〇〇
雑収入	三、〇〇〇	一、八〇〇	一、五〇〇	三〇〇	七〇〇	三〇〇	七、〇〇〇	六〇〇	八、〇〇〇

105

○地方行政

村 吏

(昭和四年四月現在)

支應管内	總村長	區長	村長	助役	計
サイバン支應管内	1	1	1	7	8
ヤツブ支應管内	10	1	1	1	11
バラオ支應管内	2	1	1	1	4
トラック支應管内	6	1	2	1	9
ボナベ支應管内	13	1	4	1	17
ヤルト支應管内	1	1	5	1	6
計	33	2	6	7	105

現在の村吏は主として舊慣に依る大酋長又は酋長にして長官の認可を経て支應長之を命じ其の管轄區域は舊慣に依る。

カナカ族の村吏を總村長村長と稱しチャモロ族の村吏を區長助役と稱す。

總村長又は區長は支應長の指揮監督を受け地方行政に關する左の事務を補助執行するの外舊慣に依り其の職務に屬する事項を執行し村長助役は總村長區長の職務を輔佐す。

- 一、法規の周知に關すること。
- 二、願、屈の進達に關すること。
- 三、支應長より發したる命令の傳達又は其の執行に關すること。

在郷軍人職業別

職業	サイバン	ヤツブ	バラカ	トラック	ボナベ	ヤルト	計
農業	327	1	23	2	3	1	356
水産	22	1	18	8	5	3	56
鑛業	1	1	13	1	4	1	19
工業	67	4	22	3	4	4	104
商業	61	8	18	22	15	17	141
交通	3	1	1	1	1	6	11
公務	29	18	79	17	23	23	179
其ノ他ノ有業者	313	10	44	1	1	2	330
家事	15	1	6	1	1	2	24
無職	6	1	1	1	1	1	6
計	843	53	184	52	51	47	1,130

在郷軍人兵種別

計	其ノ他		後備		豫備		計
	陸軍	海軍	陸軍	海軍	陸軍	海軍	
八二四	一九	三九九	三三五	一三	一〇〇	六	サイパン
五二	一	三七	一〇	一	五	一	ヤップ
一四九	三五	五七	一五	一	二六	一四	パラオ
四五	七	二二	二〇	一	三	四	トラツク
四三	八	二五	一四	二	四	三	ボナハ
四三	四	三〇	一	一	七	三	ヤルト
一、一五六	七四	五七〇	四四一	一七	一四五	三	計

○教育

教育機關としては小學校及公學校あり共に官立にして前者は邦人の兒童を教育するものにして其の程度及組織は内地の小學校と何等異なる所なし、後者は島民兒童を教養するを目的とし其の修業年限を三箇年とし土地の状況に依り之に修業年限二箇年の補習科を附設す、公學校兒童には學校用品を支給するの外土地の状況に依り食糧及被服を給與せり、島民の教師を「助教員」と稱す訓導を補助する者なり。

「サイパン」島及び「バラオ」島は邦人の移住するもの次第に多く大正十三年四月「サイパン」尋常小學校に昭和二年四月「バラオ」尋常小學校に高等科を併置し其の子弟の教養を計れり。
島民大工養成の目的を以て大正十五年度より「コロール」公學校に木工徒弟養成所を附置し其の修業年限を二箇年とし公學校補習科卒業男子にして成績優良なるものに入所を許し建築に必要な學科並に實習及普通學を授けつゝあり。

小學校學級職員及兒童數

(昭和四年六月三十日調)

支 廳 別	學 校 名	學 級 數	職 員 數	兒 童 數	
				男	女
サイパン支廳管内	サイパン尋常高等小學校	五	六	一六	一五
同	ラウラウ尋常小學校	一	二	一六	一五
同	チヤツチヤ尋常小學校	二	二	一六	一五
同	タナバコ尋常小學校	二	三	一六	一五
同	テニアン尋常小學校	二	三	一六	一五
同	ヤツア尋常小學校	一	一	一六	一五
同	ハラオ尋常高等小學校	三	四	一六	一五
同	トラツク尋常小學校	一	一	一六	一五
同	ボナベ尋常小學校	一	一	一六	一五
計		一六	二五	一六〇	一五〇

備考 本表掲記以外邦人兒童教育の爲アンガウル及ジャボール公學校に特別學級各一を設け訓導各一名を置く。現在兒童數アンガウル男六女五計一一、ジャボール男六女二計八あり。

公學校學級職員及兒童數

(昭和四年六月三十日調)

支 廳 別	學 校 名	本 學 科 補 習 科 數	職 員 數	兒 童 數	
				男	女
サイパン支廳管内	サイパン公學校	三	五	一六	一五
同	ロタ公學校	一	二	一六	一五
計		四	七	三二	三十

支 廳 別	學 校 名	本 學 科 補 習 科 數	職 員 數	兒 童 數	
				男	女
ヤップ支廳管内	ヤップ公學校	一	一	一六	一五
同	ニフ公學校	一	一	一六	一五
同	マキ公學校	一	一	一六	一五
同	コロール公學校	一	一	一六	一五
同	マルキヨク公學校	一	一	一六	一五
同	ガワルド公學校	一	一	一六	一五
同	ベリムル公學校	一	一	一六	一五
同	アンガウル公學校	一	一	一六	一五
同	トラツク支廳管内	一	一	一六	一五
同	夏島公學校	一	一	一六	一五
同	春島公學校	一	一	一六	一五
同	冬島公學校	一	一	一六	一五
同	水曜島公學校	一	一	一六	一五
同	ボナベ支廳管内	一	一	一六	一五
同	コロニー公學校	一	一	一六	一五
同	ウー公學校	一	一	一六	一五
同	メタラニウム公學校	一	一	一六	一五
同	キチー公學校	一	一	一六	一五
同	クサイ公學校	一	一	一六	一五
同	ジャボール公學校	一	一	一六	一五
同	ウオツザエ公學校	一	一	一六	一五
計		一六	二五	一六〇	一五〇

公學校寄宿舍寄宿兒童數

(昭和四年六月三十日調)



附置せる學校名	本 科			補 習 科			合 計		
	一年	二年	三年	一年	二年	計			
ヤツヅ公學校	男	女	計	男	女	計	男	女	計
コロール公學校	51	34	85	19	33	52	70	67	137
夏島公學校	81	67	148	8	1	9	89	68	157
コロニー公學校	31	21	52	6	7	13	38	28	66
ジャポール公學校	21	32	53	2	3	5	23	35	58
ウオツグエ公學校	21	32	53	2	3	5	23	35	58
計	150	102	252	37	46	83	187	148	335

公學校卒業生數 (昭和四年四月三十日調)

支 廳 別	學 校 名	本 科		補 習 科		本 科		補 習 科	
		男	女	男	女	男	女	男	女
サイパン支廳管内	サイパン公學校	33	33	3	3	36	36	36	36
同	ロタ公學校	5	9	1	1	6	10	6	10
ヤツヅ支廳管内	ヤツヅ公學校	22	23	6	6	28	29	28	29

支 廳 別	學 校 名	本 科		補 習 科		本 科		補 習 科	
		男	女	男	女	男	女	男	女
同	ニフ公學校	20	25	1	1	21	26	21	26
同	マキ公學校	33	25	1	1	34	26	34	26
同	コロール公學校	51	34	1	1	52	35	52	35
同	マルキロク公學校	33	25	1	1	34	26	34	26
同	ガラルド公學校	33	25	1	1	34	26	34	26
同	ペリリニ公學校	7	9	1	1	8	10	8	10
同	アンガウル公學校	6	5	1	1	7	6	7	6
同	夏島公學校	22	17	1	1	23	18	23	18
同	泰島公學校	20	22	1	1	21	23	21	23
同	水曜島公學校	26	25	1	1	27	26	27	26
同	冬島公學校	20	22	1	1	21	23	21	23
同	コロニー公學校	27	23	3	3	30	26	30	26
同	ウー公學校	33	25	1	1	34	26	34	26
同	メタラニウム公學校	9	20	1	1	10	21	10	21
同	キチー公學校	33	25	1	1	34	26	34	26
同	クサイ公學校	26	25	1	1	27	26	27	26
同	ジャポール公學校	21	32	1	1	22	33	22	33
同	ウオツグエ公學校	21	32	1	1	22	33	22	33
計		150	102	37	46	187	148	187	148

木工徒弟養成所學級職員及生徒數 (昭和四年六月三十日調)

巴拉オ支應管内	學級數	一	職員數	訓導	一	助手	一	生徒數	一年	一	二年	九	研究生徒	一	計	二〇
	備考	普通學科はコロール公學校訓導の兼任なり。														

私立學校 (昭和四年四月三十日調)

支應別	學校名	職員數			生徒數		計
		邦人	島民	民	男	女	
巴拉オ支應管内	巴拉オ幼稚園	二	二	一	一八	二二	三九
ボナベ支應管内	ボナベ幼稚園	二	一	一	一四	九	二三
ヤルート支應管内	私立エホン公學校	一	一	一	二四	三〇	五四
計		五	四	三	五六	六〇	一六

○宗教

古來土人には特に宗教なるものなし、只一種の信仰を有せり例之或動物を一族の祖神と爲し又は或植物を神聖樹として之を崇拜するが如き、各島到る處殆ど迷信の標的たる神なるものあらざるはなし、西班牙及獨逸領時代に於て基督教宣傳師の熱心なる傳道の結果漸次基督教を信仰する者多くなれり。佛教は「サイバン」島及「バラオ」島に布教所を有し主として邦人の間に布教し、近時島民にも信者を有するに至れり。又天理教もバラオに教會を設置して布教を開始せり。

教會、布教師及信者數

支應別	宗派別	教會	祝教所	布教所	修道士	島民傳道師	邦人		外國人		島民	計
							信者	外國人	信者	外國人		
サイバン	佛敎	三	一	三	九	一	三〇	一	一	三、七七	三、七七	
ヤツブ	佛敎	一	一	二	一	一	一	一	一	一、五五	一、五五	
バラオ	佛敎	一	一	一	一	一	一	一	一	一、九六	一、九六	
	天理教	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇〇	一、〇〇	
トラツク	新敎	六	三	九	一	一	二	一	一	五、四一	五、四一	
	舊敎	五	三	四	一	一	二	一	一	五、四一	五、四一	
	計	一六	七	一六	一	一	一五	一	一	一、五五	一、五五	一一五

支離別	宗派別	學校數	男	女	計	教師數
サ イ バ ン	基督 舊教	二	一七八	一一〇	二九八	三
バ ラ オ	基督 舊教	一	五〇	五〇	一〇〇	二
ト ラ ツ ク	基督 新舊教	一	六一	二八	八九	二
ボ ナ ベ	基督 新舊教	二	一九	二	二一	二
ヤ ル ト	基督 新舊教	二	八	四七	五五	一
合 計			一三三	一一一	二四四	一四

宗教學校教師及生徒數

支離別	宗派別	學校數	男	女	計	教師數
ホ ナ ベ	新 舊教	三	一〇	三	一三	三
ヤ ル ト	新 舊教	一	一	一	二	一
合 計			一	一	二	一

支離別	宗派別	學校數	男	女	計	教師數
サ イ バ ン	基督 舊教	二	一七八	一一〇	二九八	三
バ ラ オ	基督 舊教	一	五〇	五〇	一〇〇	二
ト ラ ツ ク	基督 新舊教	一	六一	二八	八九	二
ボ ナ ベ	基督 新舊教	二	一九	二	二一	二
ヤ ル ト	基督 新舊教	二	八	四七	五五	一
合 計			一三三	一一一	二四四	一四

警察

防備隊撤退後は群島内の秩序は一に警察力に依らざるべからざるを以て南洋廳設置以來は警察力の増加を計り南洋廳及各支廳に警務係を設くるの外樞要の地に警部補派出所及巡查駐在所を設置し警部補巡查及島民の巡警を配置せり。

警察職員 (昭和三年六月末日調)

	南洋廳	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	ボナベ	ヤルート	計
警視師	1							1
技師								
衛生事務嘱託								
警部								
技手								
警部長	1							1
巡查長								
巡查	7	5	8	10	5	8	4	47
計	8	5	8	10	5	8	4	58

備考 括弧内數字は醫院職員の兼務せるものなり。

警察官署

	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	ボナベ	ヤルート	計
支廳警務係							
警部補派出所	1						1
巡查部長派出所							
巡查駐在所							
巡查立番所	7	5	2	3	5	4	26
計	8	5	2	3	5	4	27

検疫

	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	ボナベ	ヤルート	計
邦人	9,226	183	4,979	1,236	2,913	1,394	19,931
島民	399	858	1,599	1,051	1,441	221	5,669
外国人	60	4	23	54	33	90	264
計	9,685	1,045	6,601	2,341	4,387	1,705	25,764

災害

	サイパン	ヤップ	パラオ	トラック	ボナベ	ヤルート	計
件数	3	1	3	1	1	1	7
戸数	3	1	3	1	1	1	7
棟数	3	1	3	1	1	1	7
木造物	3	1	3	1	1	1	7
建物	3	1	3	1	1	1	7
損害價格(圓)	1,030	74	120	1	1	1	1,234

警察取締ニ屬スル諸營業

計	自 殺 傷 者				破 殺 傷 者			不 慮 ノ 死 傷 者										
	服世	失戀	戒又ハハ	原主又ハ父兄等ノ	痴情又ハ嫉妬	病苦ニ因リ	活計ノ困難又ハ薄命	計	其ノ	諸車ニ	等	計	過失	災害	溺	諸車ニ	中	船
四						三	五	四	一		七	三	一	一	一	一	一	
三		二									一							一
四		二					一	一			六	三	一	二				
二											三	一	一					
二	二	四				二	六	五	一		一	七	七	三	三	一	一	一
四						三												
二						一												
一						一												
七						五												
							二		一	一	六	六						
							二		一	一	六	六						
二	二	四	一	二	一	二	八	八	五	二	一	二	三	一	三	三	一	一

件數	風水害		山 林		火 災	
	原山	野林	山 林	地	畑	地
損 害 價 格 (円)	被 害 反 別 (円)	損 害 價 格 (円)	被 害 反 別 (円)	被 害 反 別 (円)	被 害 反 別 (円)	被 害 反 別 (円)
九	九	九、三〇〇	二〇	一	七五	七〇五
七四	一	一四、六三一	一九	一	〇	一
七四、一五〇	六	二六〇	一三、八四九	二	六二〇	六八
一、一七、二四九	四	三、九〇五	四、〇三三	一	一	一
七、九三八	二	一八、〇二四	三、三六五	一	〇	一
一、五二、三〇八	二	一、〇〇〇	七、一七五	一	〇	一
計	計	計	計	計	計	計
一	一	一	一	一	一	一

一 作 業 種 別 中 發 病

男 } 死亡者
女 } 死亡者

男 } 死亡ニ至ラザリシ者
女 } 死亡ニ至ラザリシ者

男 } 負傷者
女 } 負傷者

計 合計

ボナベ		トラツク		バラオ		ヤツプ		サイバン			
計	島邦件 民人数	計	島邦件 民人数	計	島邦件 民人数	計	島邦件 民人数	計	島邦件 民人数		
1	1	23	23	1	1	1	1	2	2	男	罰金
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	罰金
2	2	72	72	6	5	9	9	23	20	男	拘留
1	1	1	1	1	1	1	1	3	3	女	拘留
3	3	67	60	8	2	4	3	9	2	男	科料
1	1	5	7	1	1	7	7	1	2	女	科料
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	男	微罪罰戒
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	女	微罪罰戒
1	1	1	1	3	2	8	7	1	1	男	罰戒
1	1	1	1	1	1	2	2	1	1	女	罰戒
5	5	154	145	1	7	6	5	22	9	男	合計
1	1	6	4	2	2	1	0	2	5	女	合計
5	5	160	149	1	9	7	6	24	14	合計	

即決處分件數及人員

計	其ノ他諸規則違反	漁業	酒類	狩獵	銃砲	毀棄及隠匿ノ罪	贓物ニ關スル罪	横領ノ罪	詐欺及恐喝ノ罪	窃盜及強盜ノ罪	略取及誘拐ノ罪	逮捕及監禁ノ罪	過失傷害ノ罪	傷害ノ罪	殺人ノ罪	賭博及當籤ニ關スル罪	猥褻姦淫及重婚ノ罪	誣告ノ罪
38	1	2	2	2	1	4	3	9	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
97	2	2	2	2	1	4	3	5	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
200	1	1	1	1	1	3	1	7	6	1	1	1	1	1	1	1	1	1
96	1	1	1	1	1	3	1	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
39	1	1	1	1	1	3	1	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
31	1	1	1	1	1	3	1	6	5	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
13	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
25	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

法院職員

高等法院及同検事局 パラオ地方法院及同検事局 サイパン地方法院及同検事局 ボナベ地方法院及同検事局	計	列事		検事	書記	雇員	計
		(兼一)	(兼二)				
高等法院及同検事局							
パラオ地方法院及同検事局		(兼一)					(兼一)
サイパン地方法院及同検事局		(兼一)					(兼一)
ボナベ地方法院及同検事局							
計		(兼三)					(兼三)

検事局受理處分件数

検事局名	受理		既済						計	未済
	舊受	新受	起訴	起訴猶豫	不起訴	起訴中止	計			
サイパン地方法院検事局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
パラオ地方法院検事局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
ボナベ地方法院検事局	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
計	300	300	300	300	300	300	300	300	300	

刑事事件受理處分件数

備考 括弧内数字は外国人の内数なり。

高等法院検事局	計	既済		未済
		起訴	起訴猶豫	
高等法院検事局	100	100	100	100
計	100	100	100	100

備考 括弧内数字は外国人の内数なり。

法院名	受理		既済						未済
	舊受	新受	起訴	起訴猶豫	不起訴	起訴中止	計		
サイパン地方法院	100	100	100	100	100	100	100	100	
パラオ地方法院	100	100	100	100	100	100	100	100	
ボナベ地方法院	100	100	100	100	100	100	100	100	
計	300	300	300	300	300	300	300	300	
高等法院	100	100	100	100	100	100	100	100	
計	100	100	100	100	100	100	100	100	

民事事件受理處分件數

法院名	受理		既済					未済
	舊受	新受	判決	對席	其他	和解	取調中	
サイパン地方法院	一	五	二	一	一	三	一	
パラオ地方法院	六	一一	二	一	一	三	一	
ボナベ地方法院	一	一	一	一	一	一	一	
計	七	一六	四	一	一	一	一	
高等法院	一	一	一	一	一	一	一	
合計	七	一七	一〇	一	一	一	一	

和解事件受理處分件數

法院名	受理		既済					未済
	舊受	新受	和解	調解	却下	取下	共他	
サイパン地方法院	一	七	六	二	一	一	一	
パラオ地方法院	一	三〇	二	五	一	三	一	
ボナベ地方法院	五	三四	一	一	一	一	一	
合計	七	三七	七	八	三	五	三	

○衛生

群島は熱帯圏内に在るも保健状態は一般に良好なり急性傳染病としては未だ「コレラ」、「ベスト」黄熱、睡眠病等の侵襲を見ることなく唯僅に腸「チフス」、「バラチフス」赤痢の數種を擧ぐるに過ぎず而も多くは大流行を見ず熱帯病としては「フランベジア」最も多し。

サイパン、ヤツヅ、パラオ、アンガツル、トラツク、ボナベ、ヤルトトの主要島に醫院を設置し各醫院に高等官及判任官の醫師二人乃至五人、藥劑員一人を配置し診療に従事せしむるの外一般衛生、保健及傳染病豫防の事務に當らしむ。

島民は一般に衛生思想乏しきを以て之が普及を計らんが爲醫員をして時々部落又は離島を巡廻せしめ診療及衛生講話を爲さしむ。

醫院職員

醫院名	院長	醫官	醫員	藥劑員	書記	囑託	計
サイパン醫院	一	一	三	一	一	一	七
ヤツヅ醫院	一	一	二	一	一	一	六
パラオ醫院	一	一	三	一	一	一	七
合計	三	三	八	三	三	三	一四

ア	バ	ラ	オ	ア			ガ			ル			ト	ラ	ク	ボ			ナ	バ
				計	島	外	邦	計	島	外	邦	計				島	外	邦		
1,324	1,015	2,310	7,006	6,151	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317
1,324	1,015	2,310	7,006	6,151	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317	1,317

133

サ	イ	バ	ン	ヤ	ツ	患者別		患者延人員		患者別		患者延人員	
						男	女	計	男	女	計	男	女
3,900	2,200	1,200	4,000	5,000	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
3,900	2,200	1,200	4,000	5,000	6,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000

患者表 (昭和三年中)

院	患者	延人員	院	患者	延人員
アンガウル	1	1	トヲツク	1	1
ボナベ	1	1	クサイ	1	1
サル	4	5	ト	1	1
計	7	7	計	3	3

134

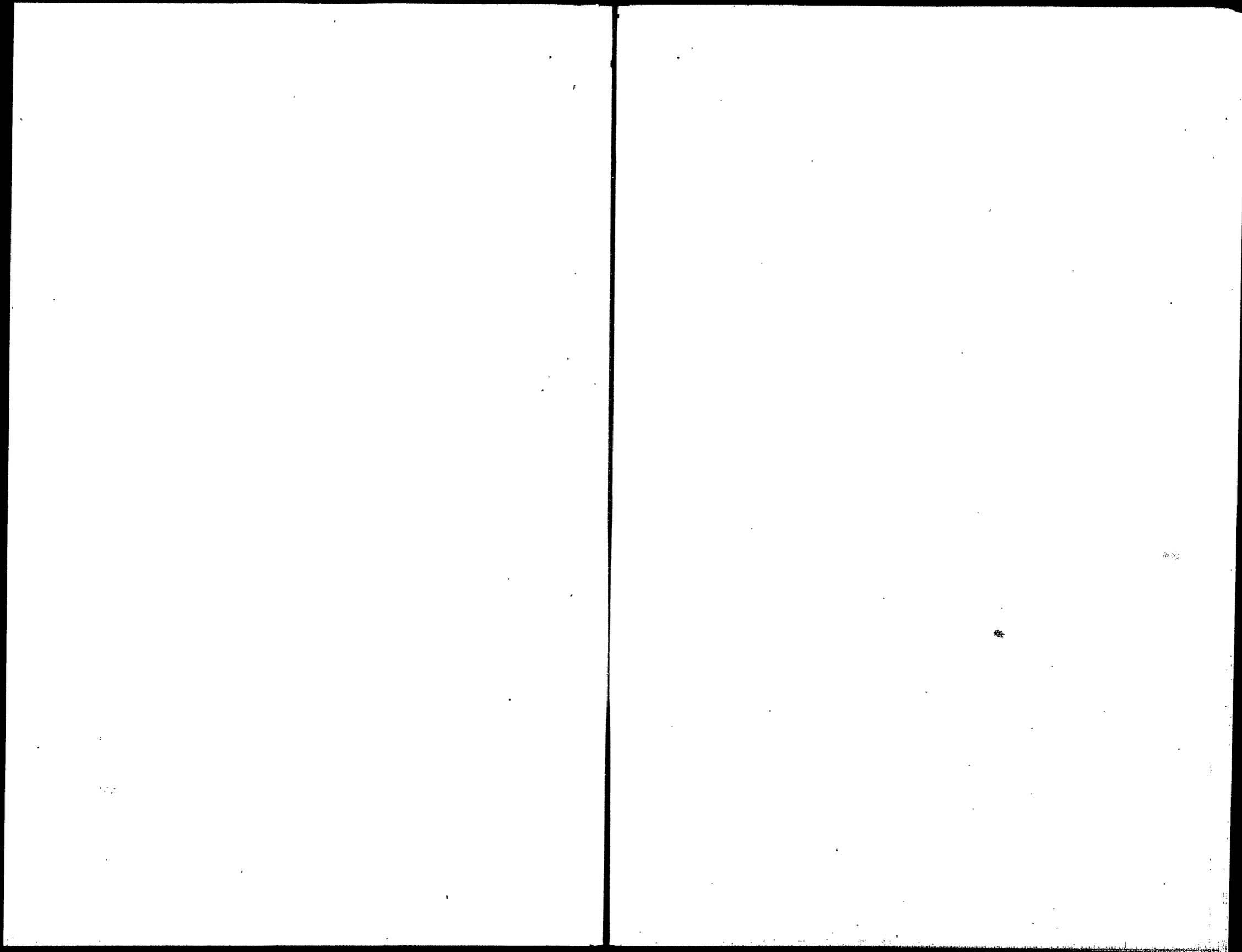
計	合			計	ト			計	イ		
	邦人	外人	島民		邦人	外人	島民		邦人	外人	島民
計	六、七、六	九、〇、九	二五、八、三	計	一、一、五	一、二、八	一、〇、〇、〇	計	四、九、九	三、七、六	二、七、〇、〇
邦人	四、〇、四	三、三	一五、〇、〇	邦人	一、〇、八	一、一、五	一、〇、〇、〇	邦人	三、三	二、五	一、七、五
外人	二、七、二	五、七	一〇、八、三	外人	〇、三	一、七	〇、一、三	外人	一、六	一、二	一、〇、二
島民	一、〇、〇	一、〇	一〇、〇、〇	島民	〇、四	〇、〇	〇、〇、〇	島民	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇
計	一、〇、〇	一、〇	一〇、〇、〇	計	一、〇、〇	一、〇	一〇、〇、〇	計	一、〇、〇	一、〇	一〇、〇、〇
邦人	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇	邦人	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇	邦人	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇
外人	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇	外人	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇	外人	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇
島民	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇	島民	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇	島民	〇、〇	〇、〇	〇、〇、〇

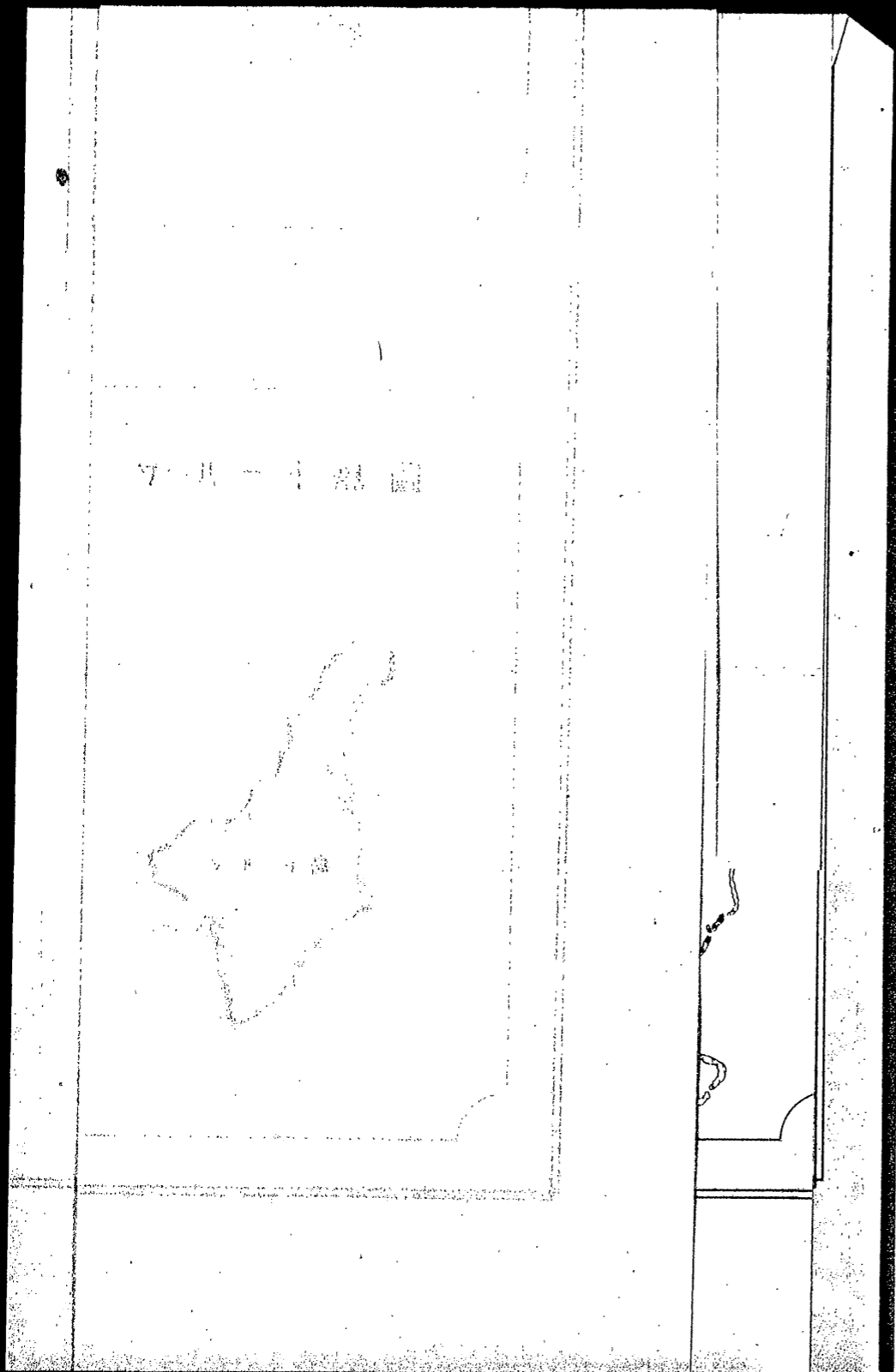
昭和五年三月廿五日印刷
昭和五年三月廿八日發行

南洋廳

印刷者 西村良藏
東京市下谷區二長町一八一番地

印刷所 西村印刷所
東京市下谷區二長町一八一番地





7-11-1 地籍図

昭和五年四月購入



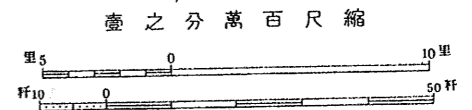
圖 島 イ サ ク

圖 島 ペ ナ ポ

圖 島 諸 ン パ イ サ



圖 島 要 主 島 群 洋 南



例 凡

- ☆ 燈
- ⚓ 港
- ⌋ 産業試験
- ⊙ 観測
- × 採鑛
- △ 警部補派出
- △ 巡査駐在
- ⊕ 法
- ⊙ 公學
- ⊙ 小學
- ⊕ 醫學
- ⊕ 郵便
- ⊕ 支洋

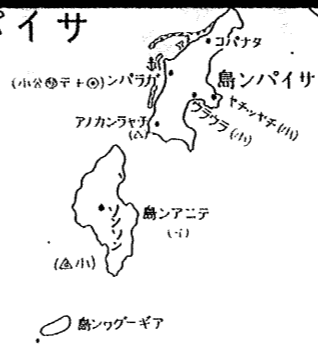
圖島イサク



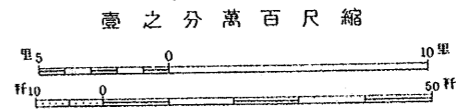
圖島ペナポ



圖島諸ンパイサ



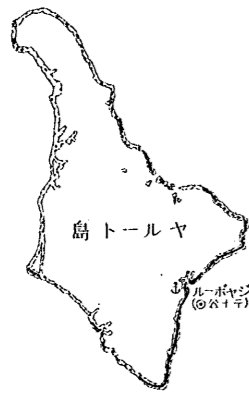
圖島要主島群洋南



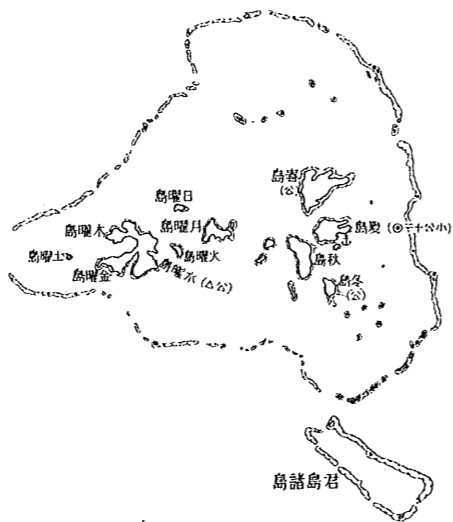
例 凡

- ☆ 燈臺
- ⚓ 港
- ⊔ 産業試驗場
- ⊕ 観測所
- ✕ 採礦所
- △ 警備所
- △ 警備補遣所
- ⊙ 巡査駐在所
- ⊙ 法學院
- ⊙ 公學
- ⊙ 小學校
- ⊙ 醫院
- ⊙ 郵便局
- ⊙ 支洋廳
- ⊙ 南洋廳

圖島トールヤ



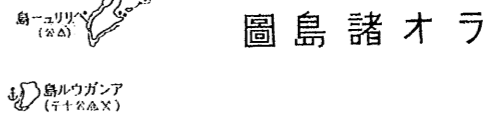
圖島諸クツラト



圖島プツヤ



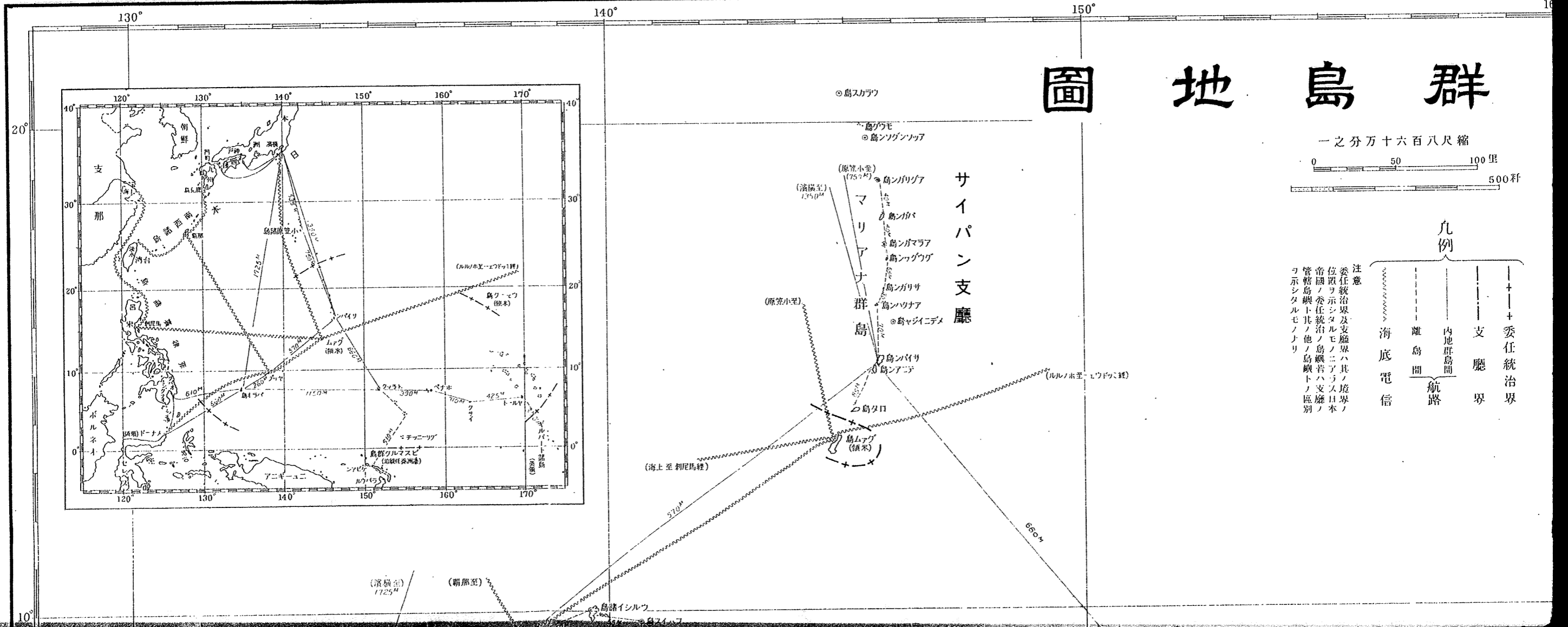
圖島諸オラバ





群島地圏

一之分万十六百八尺縮
 0 50 100 里
 500 軒



南洋群島地圖

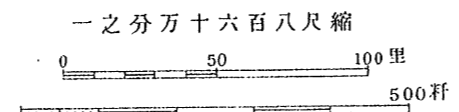
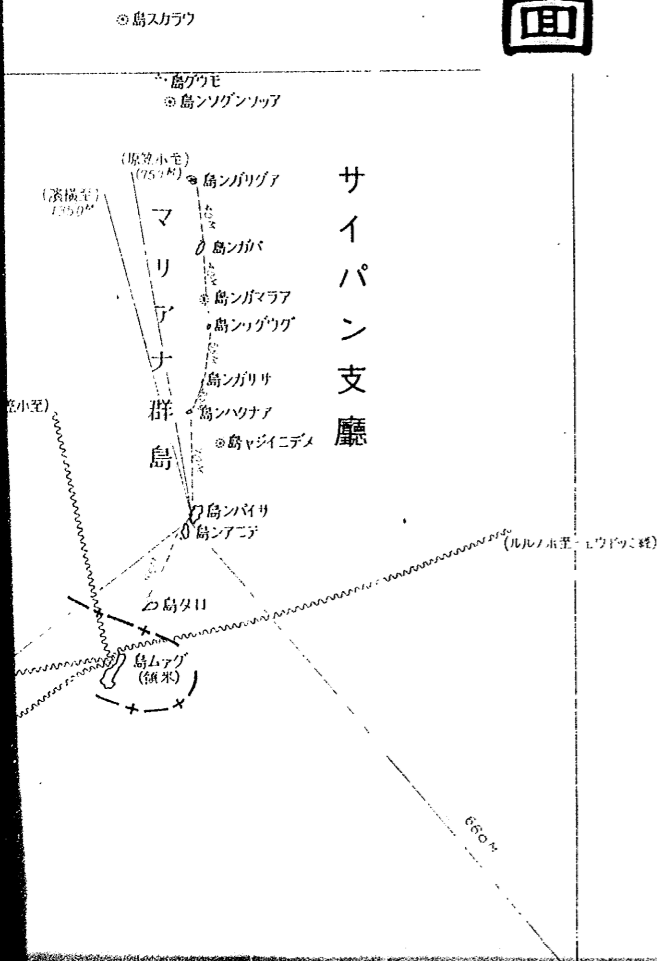
150°

160°

170°

20°

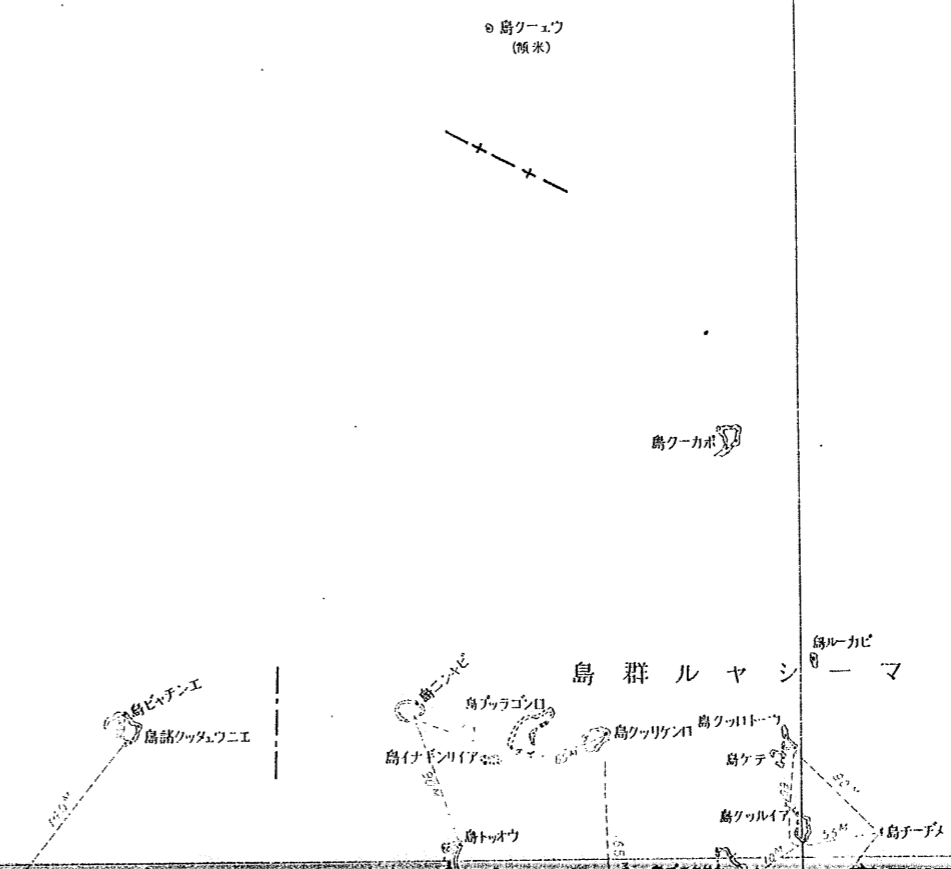
10°



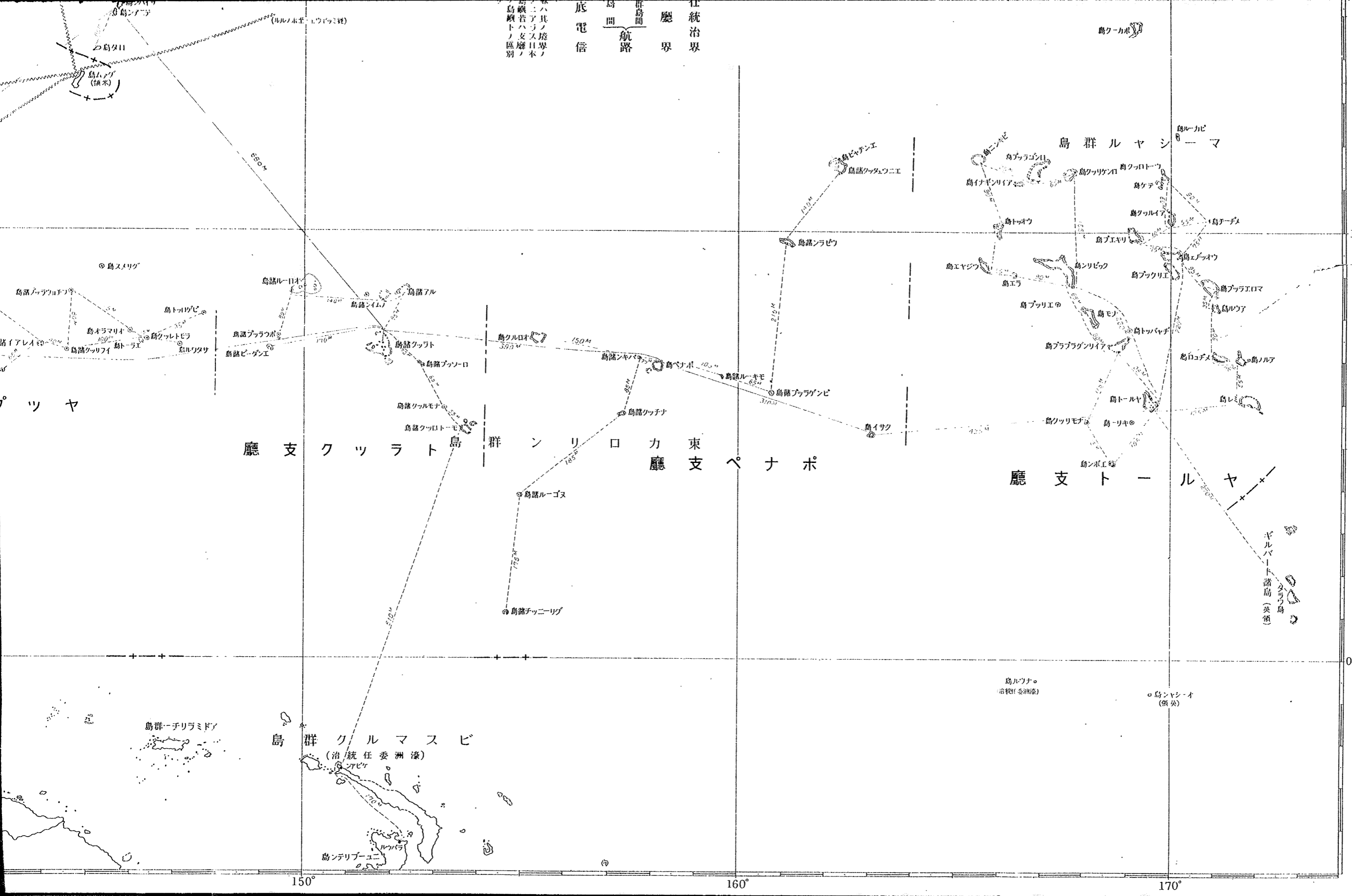
凡例

---+	委任統治界
---	支廳界
---	内地群島間航路
---	離島間航路
~~~~~	海底電信

注意  
委任統治界及支廳界ハ其ノ境界ノ位置ヲ示シタルモノニアラス日本帝國ノ委任統治ノ島嶼若ハ支廳ノ管轄島嶼ト其ノ他ノ島嶼トノ區別ヲ示シタルモノナリ







内-127

B22

# 南洋群島現勢要覽

昭和六年十一月

南洋廳

内閣文庫		和
函	五七八四三號	
架	一册	
		357
		57843
		3



